

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 1 日)
(第 29 号)

第 29 号
12 月 1 日

令和4年

三重県議会定例会会議録

第29号

○令和4年12月1日（木曜日）

議事日程（第29号）

令和4年12月1日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山崎	博
8	番	中瀬古	初美
9	番	廣	耕太郎
10	番	下野	幸助
11	番	田中	智也

12	番	藤	根	正	典
13	番	小	島	智	子
14	番	野	村	保	夫
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	村	林		聡
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	日	沖	正	信
38	番	舟	橋	裕	幸
39	番	三	谷	哲	央

40	番	中 村 進 一
41	番	津 田 健 児
42	番	中 嶋 年 規
43	番	青 木 謙 順
44	番	中 森 博 文
45	番	前 野 和 美
46	番	山 本 教 和
47	番	西 場 信 行
48	番	中 川 正 美
49	番	舘 直 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	林 良 充
書 記 (議事課主査)	辻 昌 平

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	山 本 英 樹
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫

医療保健部長	中 尾 洋 一
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	中 野 敦 子
地域連携部長	後 田 和 也
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	野 呂 幸 利
県土整備部長	若 尾 将 徳
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	小 倉 康 彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山 幸 弘
地域連携部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携部南部地域活性化局長	下 田 二 一
雇用経済部観光局長	増 田 行 信
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	志 田 幸 雄
警 察 本 部 長	佐 野 朋 毅
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	紀 平 益 美

人事委員会委員長
人事委員会事務局長

降 旗 道 男
天 野 圭 子

選挙管理委員会委員長

中 西 正 洋

労働委員会事務局長

中 西 秀 行

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（前野和美） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。1番 川口 円議員。

〔1番 川口 円議員登壇・拍手〕

○1番（川口 円） おはようございます。

新政みえ、津市選挙区選出、川口円でございます。よろしく申し上げます。
今日、朝から、尊敬する先輩から、川口、頑張れとエールを送っていただき、その先輩は今、病気と闘ってみえて、病室からエールを送っていただき、早く治っていただいて一緒にお酒を飲みたいな、こんな思いでこの場に來させていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、命に関わる事項4項目、生活に関わ

る事項1項目について質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

最初に、若年層における市販薬等のオーバードーズ（過剰摂取）への対応について、伺います。

オーバードーズとは、市販薬、病院で処方される薬も含む、を過剰に摂取する行為で取締りの対象とはならない行為だとなっています。

警察本部長、よかったですよね。

ただ、薬を転売したりする行為は違法となるのが現状です。

なぜ、この質問をさせていただくのか、経緯と背景について最初に述べさせていただきます。

日本一の繁華街、新宿区歌舞伎町にて20年以上活動され、過去5万件以上のいじめ、ひきこもり、DV、ストーカー、借金、メンタル、ホストトラブル、貧困問題などをはじめ様々な相談案件に対応され、子どもから社会人、被害者、加害者、受刑者の方々の立ち直りを全て無料で支援してきた公益社団法人日本駆け込み寺の創始者、玄秀盛氏との出会いがきっかけでありました。

都会で増えてくる課題、問題は、いずれ必ず地方での問題となるという観点の下、私自身、現在も日々勉強させてもらっています。今では、東京での滞在時に、時間があると必ず日本駆け込み寺に伺い、今、現実に起こっている事案についてレクチャーを受けたり、清掃活動への参加、ミライカフェ、これは子ども食堂で、スタートはミライ食堂ということでスタートされたんですけれども、食堂では御飯を食べに来るというイメージになってしまうので、休んでもらう、お茶を飲んでもらう、少し敷居を下げて、ミライカフェということで名前を変えて、今、やっていただいています。こちらのお手伝いなどもさせていただいております。

問題は、TOHOシネマズ新宿横の広場に集まる子どもたち、通称ト一横キッズ、この子どもたちが日々増えてきており、ト一横に集まる少年少女は、自分の居場所を求めて新宿歌舞伎町に来ています。そのきっかけは、家出、保護者からの虐待、孤独感など様々で、地方出身者が多いということが現状

です。一般的には東京の子どもたちがその場に集まっていると皆さん思ってみると思うんですけども、現実には地方の出身者が多いということであり
ます。

合法から違法のドラッグ使用、リストカット、自傷行為も行っており、アルコール度の高いお酒に薬を入れて飲んだり、これはアルコール度9%の缶のお酒、もしくはボトルの中に薬を入れ、飲んで、それをみんなで回し飲みしているのもこの広場では見受けられます。

過去の問題とは違い、SNSによってつながることのなかった者同士が容易につながれる状況にあるということと、裏アカウントを使って自己の隠れみのにする反面、自己承認欲求を満たすものであるという両面があります。デジタルネイティブ世代の賢さに、上の世代、親がきちんと気づけていないのも大きな要因です。

アナログだろうが、デジタルであろうが、一人ひとりに違う悩みや問題があることに何も変わりはなく、少しの変化に敏感に反応することが大切だと思います。つまり、子ども当人の悩み、問題だけではなく、それを分かっている保護者の問題までつながっており、当人だけを救うというのは難しくはなく、それだけでは大きな解決にはならず、小さな気づきから始めて、動きながら大きな根本問題をつかむことが大切だと思っております。

ある日のミライカフェでの出来事でありました。ある若者が、ちょうど新聞社の取材を受けて雑談している中で、緊張状態でもないのに手が震えている場面を見ました。こう、小刻みに震えているんですね。後で玄さんに聞くと、川口さん、オーバードーズで薬が切れてきたときの症状やわと教えていただきました。また、違う日には、電話での相談相手と事務所スタッフとの電話のやり取りが深刻な状況で、3時間にわたる逼迫した対応でありました。内容を聞くと、オーバードーズとリストカットを行い、そして大量の市販薬も保持しているということもあり、命に関わる緊急事案であり、その子は地方の子だったんですね。地方から保護者も来てもらって、今から3日間がたった1人のあなたを救う、命を守るための正念場だと懸命に対応されてい

ました。

オーバードーズ、リストカットと二つの自傷行為を繰り返している子どもたちが非常に多いことも確認されています。表面上はよい子として振る舞いつつ、何らかの心理的苦痛への対処として市販薬を過剰摂取している子ども、家庭や教室での居場所を見いだせず1人で息を殺し、苦しみに対して過剰対応するためにオーバードーズを行っていることが現状です。

全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査にて、10代における主たる薬物の経年推移では、2014年には約半数近くが危険ドラッグであったのに対し、2018年では危険ドラッグはゼロとなり、約4割が市販薬となっています。そして2020年では、半数以上が市販薬という結果となっています。

実は私の身近なところでもオーバードーズとリストカットを行っている子どもがおり、先日も相談を受ける事例がありました。最近では、各メディアにおいて社会問題化しているオーバードーズを取り上げ、情報発信もされています。

間違いなく若年層で潜在的に増えているオーバードーズについて、県内の状況、対応、対策についてお答えいただきたいと思っております。お願いいたします。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） 市販薬等の過剰摂取などの状況、それから対応についてお答えいたします。

先ほど議員のほうからも御指摘のありました令和2年度、2020年度の全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査によりますと、調査対象患者の主たる使用薬物は、多い順に覚醒剤53.5%、医療機関で処方された睡眠薬と抗不安薬17.6%、せき止め薬や解熱鎮痛薬などの市販薬8.4%で、市販薬の割合は、前回の調査と比較して大幅に増加しております。特に10代では市販薬の割合が年々増加しておりまして、先ほども御指摘があったように、令和2年度の調査では半数以上を占める結果となっております。

県内の市販薬等の過剰摂取等の乱用の状況につきましては、救急搬送事例について、県内全ての消防本部が把握しているわけではないと聞いておりますが、薬物過剰摂取で少なくとも毎年80名以上の搬送が確認され、増加傾向にあるほか、薬物依存症等の相談窓口においても事例があることを確認しており、課題意識を持っているところでございます。

市販薬等の乱用防止のための啓発としましては、薬と健康の週間などの機会を通じ、医薬品は用法、用量を守らなければ副作用のリスクが高まることや、違法薬物のみならず医薬品においても依存症を生じる可能性があることなど、不適切な使用をしないよう注意喚起を行っております。

若年層に対しては、県内の小・中学校、高等学校において、学校薬剤師が講師のくすりの正しい使い方教室や民間団体と連携して取り組む薬物乱用防止教室により、医薬品の適正使用について啓発を行っているところでございます。

また、せき止め薬などの一部の市販薬については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、濫用等のおそれのある医薬品として指定されております。ドラッグストア等では、販売数量の制限のほか、薬剤師や登録販売者により、他店舗での購入状況の確認に加え、購入者が中高生等である場合は、氏名、年齢の確認が行われており、その遵守状況については、保健所が立入検査により確認・指導を行っているところでございます。

市販薬等を乱用する若者については、家庭や学校などで様々な生きづらさを抱えている場合に、周りの人に相談できず薬で困難を乗り越ろうとしてしまう実態があるとの専門家の見解も示されているところでございます。

県では、こころの健康センターや保健所において、電話や来所等でこころの悩みの相談に応じており、令和3年度からは、SNSを活用した相談を開始し、体制を強化しています。また一方で、市販薬等の乱用は、依存症に至るおそれがあるため、国立病院機構榊原病院を依存症治療拠点機関として指定するなど、専門治療が受けられるよう体制の整備を進めております。また、自助グループ等とも連携を図りながら、回復に向けた支援を行っています。

今後に向けては、ドラッグストア等での販売規制について改めて遵守する旨の通知を発出し、徹底を図る予定です。また、医療機関へ救急搬送された方への対応といたしましては、適切な専門医療機関や依存症の自助グループにつながるよう、救急患者の受入れを行う医療機関に対し、協力を求めることを検討いたします。さらに、市販薬等の過剰摂取等の状況を明確にし、今後の対策に生かすためには、これらに係る県全体の救急搬送件数やその他の実態を把握することも重要であると考えておりますので、引き続き様々な関係機関と課題認識を共有し、連携して取り組んでまいります。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 学校におけます市販薬等の過剰摂取の現状の認識と対応について御答弁申し上げます。

市販薬は、覚醒剤や危険ドラッグなどとは異なり、所持そのものに違法性がなく、処方箋なしで気軽に購入できることから、過剰な摂取を把握したり未然に防いだりするということがなかなか難しい現状にあります。

こうした中で、学校では学級担任や養護教諭などが、健康観察で児童生徒の体調の変化に気づいたり、児童生徒や保護者と面談を行う中で把握したりするということがあるわけですけれども、体調不良などが見られない場合には把握が難しいという現状もございます。

そういう中で、学校で過剰摂取について把握した場合には、児童生徒の安全を第一に、家庭と連携して医療機関へつないだり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携して心のケアに努めたりしております。

国の機関による調査において、10代での過剰摂取が増えているという状況を踏まえますと、教職員が過剰摂取の背景やリスクなどの知識をもって対応することが、これまでも増して大切になってきております。

このため、今年度初めて、学校薬剤師に講師をお願いし、市販薬の乱用や依存の背景、過剰摂取の危険性などを含む研修動画を作成し、養護教諭をはじめとした教職員がオンラインでいつでも受講できるよう準備しているところ

るです。

日頃から相談に関わっているスクールカウンセラーに対しては、6月から7月に、独立行政法人教職員支援機構が作成された研修動画を視聴する機会を設定し、薬物過剰摂取などと自殺との関連性などを学び、児童生徒の心理についてさらに理解を深める機会といたしました。また、全ての中学校と高校で毎年度実施している薬物乱用防止教室については、今年度は現在102校で、生徒が医薬品の正しい使い方や過剰摂取の心身への影響を学ぶ教室を実施しております。

今後ですけれども、児童生徒には、保健体育科の授業において医薬品の正しい使用法や副作用について学んだり、関係者の協力も得て、薬物乱用防止教室を充実したりするとともに、教職員に対しましては、過剰な摂取の背景やリスクの認識を深め、適切な対応ができるような機会を設けるなど取組を進めてまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） 今、医療保健部と教育委員会のほうでお答えいただきました。

恐らく緊急搬送について、各自治体で、自傷行為とか大卒で捉えていただいているとは思いますが、分類の詳細については、自治体がそれぞれやってみて違うような気がするんですね。防災対策部のほうで、今つかんでみえる状況をお答えいただきたいと思います。

○防災対策部長（山本英樹） 救急搬送の実態についてでございますが、先ほど医療保健部長からも答弁させていただいたように、毎年、この3年間は、少なくとも80名以上の搬送が確認されております。先ほど議員からもお話がありましたように、各消防本部によって集計の方法も違いますので、全体として把握できる数値について、今後も私どものほうで協力できるところは、把握していきたいと思っております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） まず、サポートするためにも、薬物の過剰で緊急搬送さ

れたのか、もしくはリストカットで搬送されたのか、そこを、各自治体の分類を明確にさせていただくように県のほうからお願いさせていただいて、そして緊急搬送されるということはもう命に関わる状態ですので、しっかりと県としても把握させていただいて、サポートしていただきたいと思います。

そして、環境生活部のほうでも、性犯罪被害者の方がオーバードーズで薬を過剰にやってみえる方もいらっしゃるようにお聞きもしますので、この問題というのが、本当に県の中でも、私が今お聞きする部署だけで複数に関わっていく問題なんですね。命に関わってくる、もしくは若い子がそういう状態になっている。また、三重県から東京に行っている子もいる。これは現実なんです。

私もびっくりしたのが、不登校の家出、こういう子どももみえるということで、こういう方が友達を誘って、東京へ行こうというような事例もあったり、本当に三重県でもだんだんと恐らくもう増えてくるんだろう、もしくはそういう子たちが分からないけどいるんだろうという状況であると思いますので、ぜひ、まず子どもたちが安心できる居場所、休める場所、そして、そこで心を開いて相談できるような形をつくっていただきたいなという思いで、この質問もさせていただいています。

そして、教育委員会にお願いさせていただきたいのは、今日、答弁の中で、学校の現場の先生に負担がかかるいろんな事案があって、いじめ、ひきこもり事案があって、そして現場の先生に、またこういう薬物の過剰摂取があつたりと、もう複雑に絡み合ってきています。ここをぜひ、できたら、学校現場の先生から負担を取っていただいて、専門チームをつくっていただいて、先生の数を増やしていただくのも大事だと思いますけれども、専門チームをつくっていただいて、そこで三重県内で対応していただく、これが一番プロの手に渡って、プロの手で子どもたちのサポートをしていただく、こういう形をつくっていただきたいなと思いますので、検討をぜひよろしく願いいたします。

そして、知事にお答えいただきたいと思います。

県の各部署にまたがっているということで、なかなか行政間で縦割りという部分もありますので、縦割りの部分も少なくなったといえども、ぜひ知事のリーダーシップの下に対応、対策をしていただきたい、このように思います。

新宿区は、吉住区長が現場へ入って、現場を見て、そして対応するような形も取っていただいています。でも、区だけでは無理だと。国の支援ももらわなければいけない。そして今、国のほうの支援がもらえるように、東京都のほうで一生懸命掛け合っていていただいております。

そういう状況もあるという中で、知事の三重県での対応、対策について御所見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○知事（一見勝之） 若い人が自分の命を粗末にしてしまうというのは非常に悲しいことでありまして、東京のト一横だけではなくて、名古屋も同じような問題がありますし、それから、三重県も恐らくこのような問題は出てくる可能性はあると思っています。

人類は、高度に精神構造を発達させてしまいましたので、自身も含めて、自らを傷つけてしまう生物であります。極度な抑鬱症状が出たりとか、あるいは極度なストレスがあったりするとそれが出てしまうということです。その手段は、御指摘いただいた薬物の過剰摂取に限らず、農薬もありますし、刃物もありますし、様々な手段があると思います。

特に、命を大事にしてほしい若い層で、自分の命を傷つけてしまうというのは、これは本当に何とか止めていかないかんものやと思っています。そうした精神性に由来するものであるとすると、大事なのはやっぱりちゃんと寄り添って、その悩みを聞いてあげるといことであると思います。

先ほど教育長から答弁いただきましたが、薬物に関して言えば、薬物乱用防止教室をきちんと中学校と高校で開いているということで、教育をしっかりしていくことが大事ですね。正しい知識を教える。あるいは販売者の方にもそういった指導をしていくということも必要かもしれません。議員御指摘のように多くの部局にまたがるものであります。守っていくのは子

どもの命ということでもありますね。

まずは行政側で、例えばいのちの電話を設置したりして、相談を受けるというやり方はしています。でも、それでは足りないということであれば、どういうやり方があるのか。例えば、薬物の過剰摂取、市販薬の過剰摂取ということであれば、三重県薬物乱用対策推進本部というのがございます。この幹事会で、まず議論していただくということになると思いますが、今、幹事会は、部の次長が担当していますが、これは先ほど答弁した医療保健部長に幹事会のトップを変えますし、変えて、そこで議論していただいて、そこで薬物、市販薬の問題だけではないということであれば、県全体で何ができるか、教育現場で何ができるか、そして子ども福祉の関係で何ができるか、そういうことを議論していきたいと考えているところであります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） 本当に命に関わることでですので、しっかりと対応、対策をお願いさせていただきたいと思います。

先日、冒頭でお話しした駆け込み寺の創始者の玄さんと話してまして、20年間やってきたけど、政治ってあんまり関係ないなと思っておったと。今になって、政治は大事やなと思うようになったと。時代背景もあるかも分かりませんが、政治に関わるというか、政治のほうにお願いして、助けていただくことも大きく必要になってきたという意味だと思います。

ぜひ全部署で力を合わせていただきながら、若者が違う方向へ行くのをしっかりと歯止めをかけていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

そして、雇用経済部長、東京で、ここ10、11月で、企業の事業継続断念、事業の破綻、こういうことについて、相談がめちゃくちゃ増えてきたという実態があるらしいです。私の後に、先輩の山崎議員が、しっかりここは質問していただけたと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、県民を特殊詐欺から守る対策について、伺います。

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして、対面することなく信頼させ、指定した預金口座への振込、その他の方法により、不特定多数の者から

現金をだまし取る犯罪の総称で、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他特殊詐欺、キャッシュカード詐欺と現在は10種類に分類されているんだと思います。

また、発生状況を確認させていただきますと、前年同期比では、件数、金額ともに増加しているとのことでした。今日も新聞で、60代の方が架空請求で詐欺に遭ったという記事も載っていました。毎日のように新聞で特殊詐欺の被害が報道され、特に高齢者の方の被害が多く、多額の現金をだまし取られるということも報道等で見受けられます。

そして、コロナ禍では、今まで開催されていた催しなども中止になるなど、一層自宅に閉じ籠もる機会が多くなり、特殊詐欺における情報が手に入りにくい状況でありましたが、最近では、徐々に活動制限も緩和され、高齢者の方々も外出される機会が増えてきたように感じます。

活動制限が緩和されてきた中での特殊詐欺被害の防止に向けた周知方法と金融機関、地域、家族との連携など効果的な取組、今後の犯罪抑止対策についてお聞きいたします。

〔佐野朋毅警察本部長登壇〕

○警察本部長（佐野朋毅） 特殊詐欺の現状と対策について、御説明申し上げます。

特殊詐欺の現状でございますが、本年10月末現在の特殊詐欺の被害状況は、件数、被害額ともに前年同期を上回るなど極めて深刻な状況でございます。

被害の特徴といたしましては、被害者の約8割が65歳以上の高齢者であるといったことのほか、被害全体の約6割が、自宅固定電話への犯人からの電話が起点となっております。

このことから、県警察では、三つの柱、一つ目は、県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発の推進、二つ目は、犯人からの電話等を直接受けないための環境整備の促進、三つ目は、金融機関等の関係機関と連携した水際対策の強化、この三つの柱を中心に各種対策を進めておるところで

ございます。

特殊詐欺を防止するためには、これまでも、毎月15日を特殊詐欺撲滅の日といたしました重点的な広報啓発のほか、老人クラブなどの各種会合における被害防止講話や、あるいは特殊詐欺被害防止川柳コンクールの開催などの各種広報啓発活動をしておりますし、自動通話録音警告機の貸与事業のほか、巡回連絡等を通じた高齢者に対する直接的な注意喚起と自宅固定電話の常時留守番電話設定の促進など犯人からの電話に出ないための環境整備、金融機関やコンビニエンスストアの防犯担当者を対象といたしました特殊詐欺被害防止対策会議の開催などの水際対策の強化などなど、各種対策に取り組んでいるところでございます。

また、新型コロナワクチンの集団接種会場におきまして、ポスターを掲示いたしましたり、あるいは被害防止動画の上映等の取組を行いましたほか、高齢者向け宅食事業者に御協力いただきまして、お弁当を配達する際に警察が作成いたしました被害防止チラシを活用して注意喚起していただくなどの取組も行っておりましてございます。

今後の取組でございますが、県警察といたしましては、引き続き、先ほど申しました三つの柱を中心とした各種対策を積極的に推進いたしまして、特殊詐欺被害を1件でも減少させることができるよう努めてまいりたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） 高齢者の方が被害に遭わないように、ワクチン接種会場でも周知も行っていただくということでもあります。

あと、市役所とか病院など、頻繁に高齢者の方が訪れるであろうというようなところにも手を伸ばしていただいて、例えば、津市役所でしたら、待合のところに大きなモニターがあって、そこにちょっと流す工夫とかをしていただくと、待っておる時間に見られるのかなと思ったり、また、病院なども結構待ち時間が長いところで、ポスターでも貼っていただくと、これも見ていただく機会、触れていただく機会になるのかなと思いますので、ぜ

ひ工夫していただきながら防止に努めていただきたいと思います。よろしく
お願いします。

そして、先日、都会で群れている若者と仕事の内容について会話をさせて
いただいたとき、特殊詐欺への加担をさせられたと。これ、どういう状況か
とといいますと、彼らも高いバイト代を払うよという安易な言葉で、多分行っ
たんだろうと思いますが、はめられたということで、複数の若い子どもたち
がそのような発言をしていました。

高齢者の方がだまされて、被害者となって、そして一方では、受け子、出
し子として高齢者の元に行かされたり、また、お金を取りに行かされたり、
荷物を取りに行かされたり、もしくはお金を引き出しに行かされたり、若者
も言葉巧みに犯罪に加担させられているという現状もあるようです。全部の
事例ではないですが、そういう実態も見受けられる悲しい現実があるという
ことを皆さんに知っていただくためにも、この質問をさせていただきました。

そういうことで、若者が特殊詐欺に加担することがないよう、若者たちに
対してもしっかりと情報提供を行っていただくなど対策強化に努めていただ
きますよう、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、3番目の無園児（未就園児）の保護者への対応について、お伺
いたします。

厚生労働省は、保育所や幼稚園、認定こども園に通っていない0歳児から
5歳児、いわゆる無園児が全国で約182万人に上るとの推計を公表いたしま
した。家庭内保育なのか、認可外施設や企業主導型保育、外国人専用の施設
などへ通っている可能性もあり、実態を把握することは難しいとのことであ
ります。

無園児については、就学までは、家庭内で育てる家庭内保育の場合、医療
的ケア児が受入れを拒否される場合、保育園に空きがなく通園できない場合、
外国籍で入園手続きが分からない場合、経済的困窮を原因とする場合、ネグレ
クトなどの育児放棄など、多岐にわたっていることが見受けられます。

核家族化や地域との関わりの希薄化も影響し、支援が必要な家庭も存在す

るが、実態把握ができていないため孤立しており、支援が届いていない家庭が存在いたします。また、子育ての孤独、孤立によって、子どもへの虐待リスクも高まっているとされています。

家庭での育児放棄や虐待が子どもたちの成長に大きく影響し、自分の居場所を求め、さまよう子どもたちへと進んでいく大きな要因ともなっています。成長していく子どもたちに苦しい思いをさせないためにも、子育てで孤立する保護者への支援と対応が重要であります。市町が取り組むべき事柄が多いとは思いますが、県としての対応についてお聞きいたします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 保育サービスを利用していない御家庭への支援についてお答えします。

議員から紹介がありましたように、保育所や幼稚園などに通っていない小学校就学前の子どもである無園児は、県内では約2万人いると推計され、そのほとんどが0歳から2歳までの低年齢児となっています。中でも0歳児の約85%は家庭で養育されており、保護者にとって産後の体調不良や慣れない育児、また、育児負担や孤独感が大きい時期と重なっています。

育児不安などから発症する産後鬱やゼロ歳児の虐待死を防ぐという意味からも、妊娠期から出産後までの切れ目のない相談支援体制の充実が重要であると考えているところです。

そのため、県では市町の保健師を対象に、妊産婦への相談支援や産後ケア事業の調整を担う母子保健コーディネーターを育成しております。また、産後の精神的な不調を早期に発見するための産婦健診について、県内統一のマニュアルを作成したり、どこの医療機関でも健診が受診できる体制を整備するなど母子保健サービスの充実に努めてきたところです。

また、国の動きですけれど、国は児童福祉法を改正しまして、令和6年4月を目途に、母子保健と児童福祉の支援を一体的に推進することも家庭センターを設置するよう求めております。県としても市町におけるセンターの設置が円滑に進むようにアドバイザーを派遣するなど支援を行っていききたいと

に思い、この質問をさせていただいております。

そして、現場に心の病を持った社会人、私より大分若い方ですけど、ボランティアに出てこいということで先輩と呼ばれて出てこられ、来てみえる方が岐阜県から見えました。川口さん、あいつ、ちょっと精神的に病気やったんですわ。ああ、そうなん。一緒にごみ拾いしながら活動していると、全く病気の部分というのが私の中では見えなくて、本人と、ここへ来てどうやったと話をすると、いや、川口さん、ちっぽけなことで自分が岐阜県で悩んでいましたと。この春に仕事の悩みがあって辞めた、半年間ぶらぶらしていた。先輩から、一遍東京へ出てこい、ボランティアしよう。で、勇気を振り絞って出てきました。この現場の現実を見て、ちっぽけなことで自分が悩んでいた、そういう思いになりました。

そういう思いに大人がなる現状のところには、子どもがいるということなんです。そして、地方からどンドンと行っている、その集まっている場所を閉鎖することは簡単だけれども、ここを何とか居場所をつくって、子どもたちを立ち直らせようとやっていたいている団体がいるのも現実です。

政治がしっかりとサポートできる体制づくり、三重県が日本で初めてやっていただけるような取組をどンドン進めていっていただきたいという思いがありますので、三重県の子どもは幸せや、ぐらいの体制づくりをしっかりとやっていただきたい、こういう思いで1番から3番まで質問させていただきました。よろしく願いいたします。

続きまして、災害時における新型コロナウイルス感染症自宅療養者への対応について、お伺いいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症が第8波を迎える途中であると思いますが、ようやく感染対策も皆さんが理解していただき、そして新型コロナウイルス感染症がどういう病気なのかということも御理解いただけてきた中であると思います。

しかし、県民の皆様の感染症への感覚は風邪のような病気だと感じられている方と、持病がある方など命に関わる病気だと認識されている方と、県民

の皆様への感染症への認識の違いが大きいのが現実ではないでしょうか。

そのような状況で、今、地震が頻発している状況でありますので、万が一災害が発生した場合、大切な命を守るために新型コロナウイルス陽性者の自宅療養者への避難の対応として、例えば避難所などでは絶対にトラブルが発生しないよう臨機応変な対応が重要だと感じております。

風水害で避難が必要となった場合と、地震で自宅に被害が発生し、避難が必要となった場合など、災害時における自宅療養者で実際に避難が必要となった場合は、風水害時と地震で対応が変わると思います。それぞれどのような対応となるのかをお答えいただきたいと思います。

〔小倉康彦医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（小倉康彦） それでは、新型コロナウイルス感染症の自宅療養中の避難について、答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅療養中の方が災害発生時にどのような避難行動を取るべきか、不安に思われることは理解できることであり、国からも通知が発出されているところです。

通知では、感染拡大を防止する必要があるため、自宅療養者の避難先は宿泊療養施設等を原則としていますけれども、速やかに避難できない場合は、まずは避難所に避難していただき、宿泊療養施設等への移送を検討することとなっております。

県では、新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅療養中に大雨や台風の影響が予測される場合には、事前に自宅周辺の浸水想定区域等の確認を行っていただき、避難が必要な場合には親類や知人宅等への避難を検討していただくこと、それが困難な場合は、宿泊療養施設への避難について申し込んでいただくよう、県のホームページ上の三重県新型コロナウイルス感染症特設サイトでも案内し、早めの避難対策を呼びかけています。

しかしながら、県内の宿泊療養施設は四日市市、亀山市、鈴鹿市、津市の4か所であり、ゲリラ豪雨あるいは大規模地震など事前予測が困難で直ちに避難が必要な場合、宿泊療養施設への避難には調整に時間を要したり、ある

いは施設までの移動に危険を伴うこともございますので、この場合には、身近な市町への避難所等で受け入れていただけるよう市町と連携して取り組んでいるところです。市町におけます自宅療養者に向けた避難に関する情報があれば、先ほど申し上げました県のホームページ上のサイトでも併せて発信していく働きかけも行っているところです。

引き続き、災害時の自宅療養者の避難行動につきましては、庁内の関係部局や市町と連携しながら取り組んでまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

避難所にも関わって、医療保健部のほうがお答えいただくというのを私もなかなか理解するのも、ちょっとあれなんですけれども、避難所運営となると防災対策部のほうでやっていただくと思うんですよね。こういうところが、ちょっと微妙に違うのかなというところを感じる次第でございます。

なぜこの質問をさせてもらうかと言いますと、今、冬の時期なので、現場で本当に地震が発生した場合、統計上も自宅待機者何人というのも出ていないですし、何人いらっしゃるかわからない状況の中で、まず陽性者の方がどうしたらいいのかと分かってもらうておるかというのも、まず1点不安になるということと、それから家が倒壊とかということになれば、どうしても移動しなければならぬという状態になると思うんですよね。その中で、現場でやっていただける方、何人かと話をすると、うわっ、ちょっと厳しいなという状態になるというのが大体の想定になっていると思うんです。

私は、マニュアルを時間をかけて作っていただくというのは必要ないと思うんですけど、臨機応変な対応というのが必要やと思うんです。これを現場でやっていただけるかどうかというのが、県と市町が連携を取っていただいて、臨機応変に対応していただいて、何が大事か、県民の命を守ることが大事ですから、これを基にしっかりと対応していただきたいという思いでこの質問をさせていただいています。

防災対策部長、御所見をいただきたいと思います。

○防災対策部長（山本英樹） 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等が避難所に避難した場合の対応について、お答えいたします。

災害発生時に発熱等の症状がある方が避難所へ避難する場合に備えて、避難所での感染防止対策に取り組むことというのは非常に重要と認識してございます。

このために、県では、まず令和2年度にコロナ禍における避難所での感染防止対策に必要な方策、例えば個別スペースや個室の確保といった方策を県の避難所運営マニュアル策定指針に新たに盛り込みまして、感染防止に必要な対策を取るとともに、対策に必要な資機材等の整備についても県の補助金の対象となるように見直しを行っておるところでございます。

さらに、令和3年度からは、市町が実施しております避難所運営訓練に有識者を派遣しまして、避難所での感染防止対策がより実効性のあるものとなるように避難所アセスメント事業を実施して、症状がある方とそうでない方との動線の分離を徹底するというような課題の洗い出しや改善にも取り組んでおるところでございます。

あわせて、明らかになった課題、その改善策等についても自主防災組織の構成員とか市町の担当職員を対象としました報告会を開催しまして、広く関係者への水平展開を図っておるところでございます。

県としましても、今後もコロナ禍であっても誰もが安心してちゅうちょなく避難所に避難できるよう、引き続き、市町と連携しまして、避難所での感染防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

いつも私が防災の質問をさせていただくのは、想定外を想定内に収めていただくような方法を取っていただきたいので、質問させていただいておるといのが私の趣旨です。

県民の方々と話していると、実際、川口さん、そんなんもうええのと違うという方もみえるんですね。新型コロナは風邪やという意識の方と、でも

国道165号との交差点の渋滞対策につきましては、開通時には交差点の右折レーンを現在の35メートルから50メートルに延伸する計画となっておりますので、これによって渋滞の改善が図られるものと考えております。

開通予定である令和6年度の完成に向けて着実に事業を進めてまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

地域の皆さんとか日頃使用していただいている県民の皆さんは、一刻も早い完成に向けて頑張っていただきたいという思いだと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

そして、今日は、特に子どもの命ということでお話をさせていただきました。

子どもがミライカフェへ来て、御飯を食べに来るとき、大盛りください、ありがとう、おいしいという明るい笑顔の裏腹に、相談をするときは、涙を流しながら死にたい、こういう現実を見た瞬間に、ああ、これ、しっかりやらないかな、こういう思いで今日この場に立たせていただいております。

できれば教育委員会に専門チームをつくってほしい、こういうお願いもさせていただきましたが、ワンストップでここに相談に来たら、どこへ相談に行ってもらったらいよいよ、こういう仕組みづくりもぜひつくっていただきたい。窓口はいっぱいあるんですけど、それをまとめていただくところがない。デパートでいえば総合インフォメーション、こういうところをつくっていただいて、窓口へ紹介していただく。こういうことがあれば、少しでもスムーズに進んでいくのかなと思います。

プロも全国各地に、いじめのプロ、ひきこもり対策のプロがいっぱいいます。そういう方もしっかりと認識していただいて、助けていただく姿勢も大事だと思いますので、引き続きのお力添えをよろしくお願いさせていただきます、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

- 議長（前野和美） 暫時休憩いたします。
午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

- 議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。7番 山崎 博議員。

〔7番 山崎 博議員登壇・拍手〕

- 7番（山崎 博） 皆さん、こんにちは。自由民主党、四日市市選挙区選出の山崎博でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、1番目に、主要地方道神戸長沢線の今後の進め方についてでございます。

県が令和4年11月に行った令和5年度予算の確保に向けた国への要望では、1番目の項目として、災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進が挙げられております。甚大な被害がいつでも発生してもおかしくない状況である中、本県では、災害に屈しない県土づくりに向けて緊急輸送道路の整備が求められています。また、独自の5年後の達成目標を定め、対策を強力かつ計画的に進められております。改めて感謝申し上げます。

道路整備は、地元自治体や地域などの声に耳を傾け事業を進める必要性があると考えます。現在、事業が着手されております第1次緊急輸送道路であ

る主要地方道神戸長沢線、この道路整備は、第Ⅰ期が今着手されて、そして、我が会派の自由民主党の小林正人議員が鈴鹿市においてこの道路整備について強く要望され、至った道路整備事業でございますが、現在第Ⅱ期工事として設計されております片側2車線の拡幅に伴い、中央分離帯の設置を中止するよう要望があります。その理由といたしましては、中央分離帯の設置により沿線の商業施設及び利用客の利便性が低下することや地域住民の方が遠回りをする事。

そこでお尋ねいたします。

鈴鹿亀山道路が事業化される中、北勢バイパス等の鈴鹿四日市道路も事業化され、そして地域の交通状況も大きく変わることが想定される今、主要地方道神戸長沢線の第Ⅱ期工事の今後の進め方について、県の考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、神戸長沢線の今後の進め方について、お答え申し上げます。

主要地方道神戸長沢線第Ⅱ期事業は、鈴鹿市伊船町地内のフラワーロードから東名阪自動車道の交差付近までの1.4キロメートル区間において、渋滞対策を主な目的に、平成27年度から4車線化事業に着手して、現在は用地取得を進めているところであります。

4車線以上の道路では、道路構造令上、中央分離帯の設置が必要であり、交通安全上の観点から中央分離帯の開口部はできるだけ設けないこととしております。平成30年度には、国道23号の開口部で4人の方が亡くなる事故が発生しておりまして、開口部を閉める対策を進めているところでもあります。

今後の神戸長沢線の進め方でございますが、中央分離帯を設置することで利便性が低下するという地元の方々の声があるということでもありますので、地元自治体や地元の関係者、県警察などからの御意見をしっかりと聞きまして、安全で円滑な交通の確保を優先しながら利便性の確保を図る上でどのような道路構造がよいか、方策をよく考えて適切に対応してまいりたいと思ひます。

〔7番 山崎 博議員登壇〕

○7番(山崎 博) ありがとうございます。

道路整備の4車線化において、中央分離帯については、真ん中にロードスクリーンというものを、すーっとフェンスをつけるわけですが、あの高さが1メートル10センチメートルということで、車で通行しますと壁になるわけですね。視認性に対してというところでいきますと、高さを80センチメートルのものに変えると、それによって多少視認性の問題も解決しながら調整できると思います。

道路構造上いろいろな問題もございますけれども、これからの道路整備第Ⅱ期工事において、その辺も考慮していただいて、お願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2番目でございますが、中小企業・小規模企業の支援についてということで、三重県信用保証協会と連携した資金繰り支援についてでございます。

私が1期生として初めて一般質問を行った内容は、私自身が商売人の息子として生まれ育ち、サラリーマン時代も経験し、30歳で事業承継として企業を引き継いだことをお伝えさせていただきました。

その際に、中小企業憲章の一文を引用して、中小企業・小規模企業者の思いを伝えさせていただく中で、多くの難局に立ち向かい、乗り越えてきた戦後復興時代やオイルショック時代、そしてバブル前の経済は円安で推移する中、さらに世界情勢が目まぐるしく変化すると経済状況が一変し、急激な円高によりバブル崩壊が起きました。その後、インターネット活用等で新たな活路を見だし、苦境な時代でも乗り越えてきたことを伝えさせていただきました。

しかし、昨今の時代は、自然災害による巨大地震や集中豪雨や線状降水帯、またはゲリラ豪雨と予想のつかない風水害による災害が発生し、甚大な被害をもたらす大きな大災害により、各地域で経済が疲弊するということが起きております。さらに、新型コロナウイルスによる影響により、人流が全世界にわたり閉ざされることでビジネスにおける全産業のサプライチェーン、バ

リチェーンが寸断される、そしてまた経済において大打撃を受ける中、ロシアによるウクライナ侵攻が進むことにより、我が国日本は資源が乏しい工業立国であるため、原油高円安となる中で、天然ガス、レアメタルや食に係る小麦など世界的にエネルギー資源や物流等における流動が大きく変化し、その影響を日本がもろに受けるという状況となっております。

先般、令和4年10月4日に開催されました全員協議会で、令和5年度三重県行政展開方針（案）の中で、ものづくり産業・中小企業・小規模企業の振興の説明をいただいた中で、まずは自動車関連産業について、EV化等への県内自動車部品サプライヤーにおける業態転換の支援、そして三重発スタートアップの増加を目指して、創業や第二創業への取組や新規事業創出に向けた外部との連携促進、さらには起業前から事業拡大までの成長段階に応じた支援に取り組まれることに関し、一見知事、各関係部局から御説明がありました。その際、私が関連して質問させていただきましたが、ビジネスの基本は人、物、金で経営が成り立つと。特にお金に関しては、経営資金として目先の運転資金が必要になります。人も優秀な人材を確保し育てる中、物として施設・設備投資をするにも、すぐにでも資金を調達できる仕組みが必要とされます。

三重県はコロナ禍における感染症拡大を阻止するため、休業及び時短要請に全面的に協力していただいた中小企業・小規模企業に対する約331億円以上の新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金やそのほかの緊急対策協力支援金等々様々な支援を行ってきましたが、いよいよ各金融機関における資金借入れも来年の5月以降に返済期限が来る企業もあり、元金と利息の返済に追われる厳しい企業経営へと様変わりいたします。

先般10月31日に、決算総括質疑において、三重県信用保証協会からの県からの支援を何とか分厚くしていただきたいと定量的に伝え、さらに県内5万5694社、99.8%の中小企業・小規模企業者の皆さんのために手助けとなっただき、できれば早期に、巻き替え等に優遇措置が図られてほしい。そして、コロナ禍の中、ロシアのウクライナ侵攻におけるダブルダメージ対策に

関し、国と県、県内金融機関との連携強化をしていただき、方向性をお示し
いただきたいと伝えさせていただきました。

令和4年10月28日、国では、物価高克服・経済再生実現のための総合経済
対策が閣議決定され、中小企業の借換え需要に対する保証制度の創設が伝え
られました。これを受けて、県では今後資金繰り支援についてどのようにお
考えであるのか、お聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたし
ます。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） 中小企業・小規模企業の支援について、資金繰
りについて国の経済対策を踏まえてどのように進めるのか、御質問いただき
ました。御答弁させていただきたいと思います。

県では、新型コロナウイルスによる影響が始まって以来、三重県信用保証
協会と連携し、累次にわたる中小企業・小規模企業向けの資金繰り支援策を
講じてきました。令和4年10月末の時点では、融資額の実績は、保証承諾
ベースで累計2万4068件、約4370億円に達し、多くの事業者のお役に立てら
れたと考えているところでございます。また、このような借入れを行った事
業者が順調に返済できるよう、三重県信用保証協会に10名の経営改善コー
ディネーターを配置しまして、伴走型の経営改善支援にも取り組んでおりま
す。

今後、県内の中小企業・小規模企業においては、年末、年度末の資金需要
期を迎え、さらに議員からも御指摘がございました来年5月以降は、これま
でのゼロゼロ融資の無利子期間が終了することによる返済負担も加わること
で、資金繰りが厳しくなる懸念がございます。

こうしたことから、県は6月補正予算において、借入れによる返済負担の
軽減などを目的として、伴走支援型特別保証を活用したセーフティーネット
資金・リフレッシュ資金の保証料を全て無料化しました。さらに11月以降は、
保証料の軽減措置の要件を、売上減少に加えて、利益減少の場合にも拡大す
るなど、制度改正を伴って、関係機関と連携して資金繰りの支援を進めてき

ました。

今般の国の経済対策では、ゼロゼロ融資の借入れにも対応した新たな保証制度の創設が盛り込まれました。本制度においては、低い保証料や最大5年間の据置期間による返済負担を軽減し、金融機関の伴走支援や事業者による行動計画書の作成を利用要件とすることで、収益力の改善を促すこととしています。さらに、利益率が一定程度減少した場合にも対象とするなどが公表されており、引き続きこうした情報を収集していきたいと思っております。

県では、このような国の対策に沿った形で制度を見直しして、関係機関と緊密に連携しながら、適時適切に資金繰り支援を講じていくことで、中小企業・小規模企業の事業継続を下支えしていきたいと考えております。

〔7番 山崎 博議員登壇〕

○7番（山崎 博） どうもありがとうございました。

三重県信用保証協会の貸出しが4370億円、ありがたいことです。

また、売上げの低下、そして利益率が低下される企業があっても、そこを見捨てずに支え続けていただけるというような言葉をいただきました。誠にありがとうございます。県としてまた引き続き、今後、中小企業等の資金調達支援に御期待させていただきたいと思えます。

続きまして、経営資源に必要なお金については質問を終えましたので、次は、引き続き経営資源に必要な人について、質問を移らせていただきます。

令和4年10月に策定されたみえ元気プランの中で、「施策7—1 中小企業・小規模企業の振興」の箇所で示されている中小企業・小規模企業の「施策の目標」で「めざす姿」とは、「中小企業・小規模企業の事業継続や雇用確保など経営基盤を強化するため、経営課題の解決に向けた道筋となる計画に基づき、生産性の向上や販路開拓、業態転換等をはじめ、事業承継や創業など新陳代謝を促す取組が進んでいます」と示す中で、「課題の概要」としては、人口減少、国内市場の変化により企業ビジネスの変化も求められている。さらに、「現状と課題」の中では、団塊世代の経営者の引退により、県

内企業の35.8%の後継者が不在であると考えられていると。

その中で、「取組方向」の基本事業1で、経営支援の内容は、DX等による生産性向上や事業転換、または商工団体と連携した伴走型支援、感染症防止対策と経済活動の両立を図るための飲食店等の施設認証等が明記され、基本事業2では、資金調達の円滑化、基本事業3では、事業継承の円滑化が明記されています。

中小企業・小規模企業の経営は、金、人がしっかり固まれば、物や情報に関しては、商品の質、売上げ、顧客満足に直結する物、情報だけで業績があまり作用されるものではありません。しかしながら、働く社員の皆さんにとって、経営者の質感、そして人物として見ているところは、企業内で働く中で、この企業は本当に将来性があるのか、コロナ禍の時代やウクライナのロシア侵攻による経済低迷期に企業の経営者として新たな事業転換に未来の投資ができるのか、そのようなことを感じながら社員の皆さんは企業としての成長機会があるか否かを判断されております。特に、そのようなことを企業の若者世代の社員の皆さんが思うところでございます。

そこで、パネル1でございます。（パネルを示す）中小企業・小規模企業の動向を見ていきますと、年齢の高い経営者の比率は高まっており、事業承継は引き続き社会的な課題となっております。ここで、2020年のところを見ていきますと、ここですけれども、大体73歳ぐらいですね。でも、数は大分、山なりが低くなってきております。また、経営者の年齢が低い企業では、試行錯誤を許容するなど新たな取組に果敢にチャレンジする傾向であり、事業承継を適切に実施し、次世代の後継者に引き継いでいくことが重要とされております。

パネル2でございますけれども、（パネルを示す）事業承継②では、中小企業におけるM&Aは近年増加傾向であり、後継者不在企業の割合は低下しており、経営者の事業承継に対する変化が見られてきました。

しかし、3枚目のフリップですけれども、（パネルを示す）その中で危惧されることは、中小企業・小規模企業が早期に対応を迫られる外部環境とし

て、世界各国、起業家の多くが起業において身近な起業家の影響を受けている人が多い中、日本では、こうした起業家が身近にいる人の割合が世界各国と比べて低いこと、また、失敗に対する危惧や学校教育の中でビジネスに関しての起業する知識武装が備えられている教育が少ないため、日本では起業が少ないなどが要因として挙げられ、こうした環境の整備が求められております。

4番目です。（パネルを示す）このスタートアップ②では、日本におけるスタートアップ向けの投資額は増加傾向にあるものの、米国と比較すると依然として大きな差があり、スタートアップの資金調達の環境整備が求められております。ここで見る限り、図2のベンチャーキャピタル投資ですね、ここでございます。国際比較において0.03%しかない日本の現状となっておりますが、いかに大企業が中小企業・小規模企業者を魅力のあるパートナーとして考えていないのかと言ったら言い過ぎかもしれませんが、それともほかにもたくさんの中小企業・小規模企業者がある中で、切り捨てていいのかというところが課題となっております。

さらに、今後ロシアによるウクライナ侵攻の動きや中国における新型コロナウイルス感染拡大によるゼロコロナ政策により物流の動きを止め、世界経済に影響を与え、現在もヨーロッパで起きておりますインフレ対策に対する動き等、日本の円安以外に世界各国の様々な思惑が交錯するため、過去にない、経験のない、また、イレギュラーな事態がいつ起きるか分からない状況となっております。

そのような中、中小企業・小規模企業者の挑戦、成長、発展を促すためにもスタートアップやいわゆる第二創業を橋渡しとする創業に向けて、資金調達の環境を含めてサポート支援が求められておりますが、県としてどのように取り組まれているのか、知事及び関係部局にお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 令和5年度の行政展開方針（案）にもスタートアップの

記述を書かせていただきました。

数年前ですけれども、アメリカのニュース報道会社のブルームバーグ社に勤務していましたブラッド・ストーンという人が書いた著書を読ませていただきました。『UPSTARTS』という本であります。そこには、エアビーアンドビーと、それからウーバーを取り上げて、彼らがどのように起業していったかということが書かれております。もともとは、この二つの会社って中小企業であります。今はもう世界的に有名な会社になっています。労働法制上の問題はちょっと別に置いておきまして、課題はあるとしても、技術は日進月歩どんどん変わっていきますし、それから世界は、議員御指摘のように、大きく動いております。動いている中で技術を取り入れ、要望を敏感に捉えて起業していくということがいかに大事かということ、この本は教えてくれています。この本に刺激を受ける、両方の会社に刺激を受ける形もあるかもしれませんが、アントレプレナーはどんどん増えてきている状況であります。

ただ、残念ながらスタートアップの中でもユニコーンと言われている企業があります。これは、時価総額10億ドルを超える未公開企業でありますけど、2022年7月の調査でいきますと、アメリカはそのユニコーンが633社ある、中国は173社ある、ヨーロッパで147社あるんですが、日本では僅か6社、非常に少ない数であります。ここを何とかしていかないかということでもあります。

昨日、私は、実は県内のある工場を視察に行かせていただきました。そこで、実はスタートアップの技術を使っているとおっしゃるんです。何ですかと聞いたら、MITですね、マサチューセッツ工科大学を卒業した人たちがつくったアプリケーションなんだということで、工場の作業、工程をコンピューター解析して無駄を省くにはどうしたらいいのか、これをコンピューターで調査するというので、これを使っていますと。非常に残念だったのは日本でつくられた技術ではない。でも、そういった技術を日本の企業も使ってどんどん成長していくということでもあります。

人口減少とか過疎化とか高齢化がこれからどんどん進んでいきます。そうするとやっぱりそういったものにに応じて技術を変えていって、新たな成長エンジンというのが必要になるんです。もともとは中小企業でも、やがて大きくなっていくということでもありますので、ものづくりも大事ですけども、そういったことも非常に重要であります。

国におきましても、この11月28日ですけども、スタートアップ育成5か年計画をつくっております。ほかの県でも支援策を整えつつあるような状況でございます。

三重県もこれに遅れるわけにはいきませんので、行政展開方針（案）にも書かせていただきましたが、これからスタートアップを支援するやり方をきっちりと整えて、2037年にはニア中央新幹線がやってまいります。そのときには、多くのスタートアップが三重県から生まれ、あるいは三重県にもやってくるようにそういった方策を取っていきたいと考えておるところでございます。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） それでは、私のほうからは、創業支援の取組について、御答弁させていただきたいと思っております。

創業に向けた新たな挑戦に対して、三重県産業支援センターの三重県よろず支援拠点や商工会議所、商工会、金融機関、各市町等を通じて、創業支援を行っておるところでございます。

具体的な取組としては、創業セミナーの開催や創業に向けた相談対応、マッチング支援、専門家によるハンズオン支援に取り組んできたところです。

また、デジタル化の進展、脱炭素化の動きなどが加速し、社会経済情勢が大きく変化する中、既存事業と異なる新事業、新分野へ進出する変革が求められています。いわゆる第二創業と言われるものですが、生産性向上・業態転換支援補助金や事業再構築の事例を取りまとめたガイドブックを活用して、業態転換や新分野への参入を目指す中小企業・小規模企業の取組を後押ししてきました。

さらに創業に当たっては、まとまった資金の調達が必要となることから、地域の金融機関や三重県信用保証協会と連携して、創業・再挑戦アシスト資金を活用し、円滑な資金調達につながるよう支援しており、令和4年度の融資実績は、10月末時点でございますが、219件、約13億円となっています。また、複数の借入先を確保することで、十分な資金を調達できるよう本資金と政府系金融機関の融資による協調融資にも取り組んでいます。

今後も引き続き、関係機関と幅広く連携しながら、こうした資金調達面での支援も含め、創業に向けた取組を支援していきます。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） それでは、私のほうからは、スタートアップの支援ということで御説明させていただきます。

デジタルなどを活用した先進的な技術やサービスを用いた新たな事業展開ということで支援してございます。具体的には、段階的にいろんな支援をしてございまして、事業アイデアをお持ちの方につきましては、事業計画の磨き上げであったり、専門家による面談支援を通じまして、事業計画の確立を図る集中プログラムを実施してございます。

それから、事業計画の確立後、あるいは既に具体的な事業計画をお持ちの方には、実証のフィールドであったりとかマッチングということを成長段階に応じて実施してございます。

また、既に事業を営んでいらっしゃいます中小企業等が既存の経営基盤を活用して新たな事業に取り組む、いわゆる第二創業の部分につきましては、デジタル技術などを活用して新たなビジネスモデルの創出や社会課題の解決に取り組む県内企業に対しまして、先進的な技術やサービスを持つ県内外の企業との新たな連携プロジェクトの創出に取り組んでございます。

さらに、高校生とか高等専門学校の生徒、学生を対象にしまして、起業経験者によります講演やワークショップなどを通じまして、創業のメリットや楽しさを伝えるなど裾野の拡大にも取り組んでおります。

一方、スタートアップが成長する過程では、議員のお話にもありましたよ

うに、事業資金が必要でございます。そのため、県が支援する事業計画の立案や連携プロジェクトの創出段階、早い段階から地域の銀行やベンチャーキャピタルなどの参画を促しまして、専門的な視点からアドバイスをもらうことによって、将来の資金調達につながる取組を行ってございます。

国の動きも注視しながら、県としましても、引き続きスタートアップの支援、創出に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

〔7番 山崎 博議員登壇〕

○7番（山崎 博） どうもありがとうございました。

知事がおっしゃいました国の11月28日のスタートアップ育成5か年計画、これをぜひとも国の方向性と県とですり合わせていただき、よいものとなることを期待させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

3番目の多文化共生づくりでございます。

(1)の外国人労働者の支援についてというところでありますが、日本の人口減少に伴う労働産業に関して、県内を含め外国人労働者との共生社会づくりについて質問する中で、中小企業・小規模企業の人手不足は、コロナ禍の影響により、一時的には弱まったものの県内のそれらの企業は依然として人手不足の状況となっております。

そのような中で、増加傾向にある県内の外国人労働者は重要な役割を果たすと考えていますが、県は外国人労働者の雇用に対してどのような取組をしているのかについて、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） 外国人労働者の支援について、取組について御質問いただきました。

まず、現状と課題でございますが、先ほど議員からも御紹介がありました中小企業・小規模企業の労働力不足、その中で外国人労働者が増えております。昨年10月末時点においては、届出が義務づけられた平成19年以降では過

去最高を更新していると聞いております。

このような中、課題としては、日本語によるコミュニケーションのほかに、労働関係法令や仕事上のルールに関する知識が十分でないなど、そういう外国人労働者の方も多くて、雇用主との間に労働条件等に関する認識の相違が生じやすい、このような課題があります。

こうしたことから、県では、外国人の受入れ環境の整備促進を図るために、企業を対象としたセミナーを開催し、外国人労働者の採用・職場定着や業務に必要なコミュニケーションに係るノウハウの提供に努めておるところです。また、業種別には、受入れ企業の事例紹介や在留資格の説明等を行うセミナーを開催するとともに、行政書士等の専門家による個別の企業相談会を実施し、外国人労働者の雇用に関する課題解決につなげているところでございます。

外国人労働者の方々向けには、津高等技術学校において、日本語能力に配慮した職業訓練を実施しているほか、県内専修学校と連携し、定住外国人の求職者向けに仕事に必要な日本語やコミュニケーションスキル等を学ぶ訓練コースを開設しています。また、今年度から留学生に加え、新たに定住外国人の求職者を対象としたインターンシップを実施し、外国人求職者と企業とのマッチングにつながる機会の提供に取り組んでいます。

今後も、三重労働局等の関係機関と連携して、外国人労働者の雇用に関する課題解決や職業訓練、就労支援を行うことにより意欲や能力を發揮できる環境づくりに取り組んでまいります。

〔7番 山崎 博議員登壇〕

○7番（山崎 博） ありがとうございます。

三重県の令和3年10月末現在で外国人を雇用している事業所は4366か所、外国人労働者数は3万391人で、過去最高ということで部長からお伝えいただきました。私が調べたところによると、30人未満の事業者が2394か所と最も多く、事業所全体の63.4%を占めるとともに、外国人労働者は全体の35.5%を雇用していると。もはやこの状況は外国人労働者が県内の小規模事

業者においては、そのようななくてはならない人的資源となっているところでございます。

また、県内の外国人労働者を在留資格別に見ると、身分に基づく在留資格の割合が47.8%、1万4505人となり、技能実習が29.6%、9009人であり、専門的・技術的分野の在留資格が12.3%で3724人、留学などの資格外活動が5.6%で1711人、特定活動の割合が2.7%で811人となっており、約30%の外国人労働者が県内で技能実習生として学びながら働いております。

また、県内の外国人労働者の割合を国籍別で見ると、最も多く割合を占めるのはベトナムで24.1%、7318人、次がブラジルで22.9%、6966人、続いてフィリピン、そして中国、ペルー、インドネシア、ネパール、韓国等となっております。特に割合の多くを占めるベトナム国籍の労働者のうち60.8%は技術実習による居住であり、2番目に割合の多いブラジル国籍の労働者の99.6%は永住者や定住者等の身分に基づく在留資格による居住となっております。

産業別に見る県内の外国人労働者は、製造業が44.7%、1万3579人と一番多くの割合を占め、次にサービス業で23.1%、7029人となっております。

日本の人口減少に伴う県内人手不足を解消するためにも、今後、県内としては、外国人労働者の人材雇用体制を整備し続けることが必要とされます。外国人家族における生活環境として、子どもたちの教育の場が充実されることが県内の将来を見据えた外国人労働者の優秀な人材を生み出す礎となります。

そこで、県内の外国人学校がある中で、四日市市にあるニッケン学園を訪問し、コロナ禍である現在の取組状況や問題に関し伺ってまいりました。

3年近くになる新型コロナウイルス感染症により、ニッケン学園の学校経営の継続が困難な状況と化してきたとのことです。当学園は、日系ブラジル人のお子さんが対象となっており、コロナ禍の長期化でブラジルから新たに日本に出稼ぎに来られる御家族が全くなく、当学園に新入生として入学するお子さんもいませんと、そのような報告を承りました。

一方で、現在既に在住して、就労されている御家族もコロナ禍の影響と日本の円安の影響にて、国外に仕送りもできず、さらに日本で在住し働くものの収入が安定しないことにより、ニッケン学園の影響として日本の学校より学費がかかる理由で、日本の公立学校への転校生も増加したとのこと。

現在の生徒数は、10月末で69名、教員6名、事務員2名、送迎ドライバー3名で成り立っています。また、生徒数が減少しても授業科目の問題でこれ以上減らすことが困難であり、さらに子どもたちの送迎も幅広いエリアに生徒を送迎しないと生徒数を確保できないため、送迎に係るバスの維持費、ガソリン代、ドライバー費用と大きく負担が増え、当学園の学校運営が厳しい環境となってまいりました。そのような報告を承りました。

学園の収入面でいいますと、当然に授業料収入がありますが、当学園における授業料は、高等学校に通う生徒への授業料支援である高等学校等就学支援金の支給上限を超えているなど保護者の負担感は大きいとのこと。また、学校運営の経常的経費に対する支援においても、全日制私立高等学校との比較では生徒1人当たりの単価が低い状況であり、経営的にも非常に厳しい状況が続いているとのこと。

県においては、多文化共生社会づくりとして日本語教育を進められておりますが、子どもたちの将来を考えた際に、ポルトガル語など母国語での教育を受ける機会も併せて、しっかりと確保していく必要があります。

そこで、外国人学校に対する支援の考え方についてお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

〔中野敦子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（中野敦子） 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける日系ブラジル人の子どもたちが通う外国人学校に対する支援について、どのように考えているかということについてお答えいたします。

外国人学校は、在住外国人の児童生徒が地域社会の構成員として必要な資質を身につけるための教育機会を確保するなど在住外国人の児童生徒の教育において大変重要な役割を果たしております。

本県におきましては、外国人学校における教育条件の維持向上、それから学校の経営基盤を安定させることを目的といたしまして、外国人学校における教育に係る経常的経費に対して県独自の助成を行っております。また、コロナ禍における原油価格や物価価格の高騰による保護者の方の経済的な負担を軽減すること、それから教育活動の継続を図るために、三重県私立学校物価高騰対策支援補助金を設けまして、光熱費等の支援に向けた手続を現在進めているところでございます。

厳しい経済情勢や長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の中におきましても、在住外国人の児童生徒の教育機会を確保し、学校の経営基盤の安定化が図られるように、引き続き国に対しても補助制度の創設を要望するなど必要な支援に努めてまいります。

〔7番 山崎 博議員登壇〕

○7番（山崎 博） どうもありがとうございました。

やはり、今回御紹介させていただきました民間の外国人学校などの支援も、今後も何とか県で支えていただきますようお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援について、お伺いいたします。

近頃では、在留外国人の方の子どもは、経済的な苦しさもあって、公立中学校に通われる児童生徒も増加しております。これらの児童生徒も将来の我が国、我が県の社会を支える担い手であることは変わりありません。

一方で、これらの児童生徒は、日本語での学びに困難を感じているであろうことは容易に想像できるところでもあります。これらの児童生徒に対して、日本で学び育つ環境や体制の整備がなければ、貧困サイクルから抜け出せないこととなります。

人口減少社会を迎えた日本、そして三重県にとって、選ばれる国、選ばれる県になるためには、外国人児童生徒への支援が必須であると考えますが、どのような支援をなされるのか、お伺いいたします。よろしくお願いたします。

ます。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援について、御答弁申し上げます。

県内の公立小・中学校、県立高校には、日本語指導が必要な児童生徒が本年度は2632人在籍しています。言語数は33言語に上り、在住地域の広域化も進んでいます。こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、就学前の支援、在学中の支援、卒業後の就職・進学に向けた支援に取り組んでいるところで

まず、小学校への就学に関する支援として、市町において、国と県の補助金を活用し、未就学児への日本語教室や子どもが小学校入学を控えている外国人保護者への説明会を開催するほか、学齢期の子どもの就学状況が確認できない家庭への訪問を行っております。

入学後の学習に関しては、公立小・中学校での日本語指導や適応指導が適切に行われるよう、外国人児童生徒が多く在籍する市町への教員の加配や財政支援に加え、今年度16名ですけれども、児童生徒の母国語に対応した巡回相談員の派遣や令和2年度からは日本語指導をオンラインで受講できる取組を進めております。

県立高校では、外国人生徒への学習支援や進路指導、それから常勤ではないんですけれども、日本語指導を行う指導員の配置や、日本語学習のための選択科目の解説、取り出し授業などを行っています。

次に、就職や進学に向けては、外国人中学生やその保護者会への高校進学ガイダンスの開催や、県立高校の入学者選抜では日本在住期間が6年以内の生徒に対し、特別な選抜制度を22校で設けております。また、外国人高校生に向けて、日本の雇用制度や進学情報のセミナーの開催、専門的な外部人材による進路相談、就職支援を行っているところで

今後とも、日本語指導が必要な児童生徒が、安心して学びを継続し、将来、地域社会の一員として活躍できるよう、各市町や関係部局、関係団体と連携

し、支援の充実に努めてまいります。

〔7番 山崎 博議員登壇〕

○7番（山崎 博） ありがとうございます。

小学校支援等、未就学児童への支援、そしてまた進路とか就職における指導に対しても支援いただけると、そのような力強いお言葉をいただき、ありがとうございました。

この2022年4月に、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップが外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で決定されましたが、移民政策が進んだものと見受けられるものの、現在でもやっぱり外国人労働に対する環境は厳しい、脆弱であることは変わらないということでした。

宮城県では、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を目的に、多文化共生社会の形成の推進に関する条例を制定し、また、静岡県も同様に条例制定することで、地域間での定期的な交流を開催されております。

労働人口減少に伴う外国人と共に日本、そして三重県の未来をつくるという認識と政策策定づくりを今後どうぞよろしく願いいたします。

引き続き、スポーツ関連についての質問に移らせていただきます。

令和4年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会議提言が出されました。その概要について紹介いたしますと、中学校の休日の運動部活動から段階的に地域移行することを基本とした改革の方向性、新たなスポーツ環境や団体、指導者、施設、大会運営、そして困窮する家庭へのスポーツに係る費用支援や、会費、保険制度に関してなどが課題として取りまとめられております。

また、先日、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）が国より示され、パブリックコメントが実施されているとも聞いているところです。

一方で、競技団体の声として、なかなか具体的な進め方が見えてこない、実情として進んでいないとの声を伺っているところでもあります。部活動の

地域移行に係る様々な課題については、いずれも非常に難しい課題であると感じております。

国における議論を深め、これまでの地域移行についての取組状況と来年度以降どのように進めていこうとされているのか、お伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 部活動の地域移行についての現在の取組状況と今後の進め方について、御答弁申し上げます。

中学校の部活動の地域移行は、全ての市町に関わる事項でありますことから、令和4年1月から市町との定期的な意見交換の場を設け、令和5年度の取組内容や進め方、課題を丁寧に聞き取るとともに、地域移行を円滑に進めるための協議会の設置状況などを把握し、各市町に共有してまいりました。

10月、11月には、地域ごとに市町教育長会議を開催し、国の動向や県の取組を説明するとともに、各市町の取組方針や課題を共有し、解決方策についても議論してまいりました。また、モデル校として3市町4中学校での実践研究も継続しているところです。

市町共通の課題である受皿となる団体の確保に関しては、スポーツ推進局と共に、8月に総合型地域スポーツクラブが集まる地域ごとの会合で、地域移行の方向性や内容を説明し、市町の取組が進むよう依頼したところです。

12月、今月には、総合型地域スポーツクラブに加え、市町のスポーツ協会、競技団体、スポーツ少年団等にも参加していただき、地域移行に係る国の動向や県が考えております支援策なども説明することとしております。

それから、指導者につきましては、昨年度、市町に提供した日本スポーツ協会公認の資格者リストに加え、今年度は、各競技団体の有資格者にも協力いただき、指導者リストを市町に提供いたします。令和5年度には、競技や指導経験を有する人を対象に研修会を実施し、指導者の養成に努めたいと考えております。

今後、部活動に関する国のガイドラインが改訂されることから、県教育委

員会が策定いたしました三重県部活動ガイドラインも、地域移行における指導者の在り方や学校との連携、休養日の設定などを示したものに改訂し、市町等に周知してまいります。

市町の取組に対しては、引き続き課題解決に向けて協議を進めますとともに、コーディネーターの配置や指導者に要する経費などについて、国の事業を活用し、市町の取組を支援できるよう検討してまいります。

引き続き地域の実情に応じた地域移行が円滑に推進されますよう取り組んでまいります。

〔7番 山崎 博議員登壇〕

○7番（山崎 博） ありがとうございます。

学校部活動の地域移行に向けた取組というところは、スポーツのアスリートでいらっしゃいます喜田議員と共に、同期の1期生として話合いをしながら、ここまで進めてまいりました。

本当に、引き続き市町や学校、競技団体の声を丁寧に聞きながら、地域移行を進めていただきますようお願いいたします。

最後の質問に移ります。

スポーツにおける地域間支援体制についてです。

現在、スポーツ庁長官は室伏広治さんでございますけれども、ハンマー投げの選手として、親子2代で鉄人と呼ばれておりました。幼少期は、テニス、水泳、野球、少林寺拳法のスポーツを経験し、小学3年生から中学2年生までのロサンゼルス滞在時期には、ゴルフやテニスを競技され、日本の中学校に編入後は、複数の部活動を掛け持ちされ、最終的には陸上競技を選択するものの、3種競技B、砲丸投げ、走り幅跳び、400メートル走に取り組むものの、成長痛に悩まれトレーニングができなかったという経験を持たれております。高校では最終的には陸上競技者としてハンマー投げを選択され、オリンピック金メダル、日本選手権20連覇という数え切れないほどの活躍をされました。

そのような多くの経験を生かし、特定運動種目に専念するのではなく、複

数の運動種目を状況に応じて確保し、自分の最適な競技種目を最終的に選択するということのできたことで、アスリートとして成長されたものと考えます。

また、アメリカのスポーツクラブでは、シーズン制で、生徒は一つのクラブに年間を通して所属することではなく、1月から3月までバスケットボール、アイスホッケー、3月から6月までは野球、9月から12月までサッカーやアメリカンフットボールというシーズン制の各競技種目で競技し、また、種目が増える中学生、高校生では、希望者の多くなる競技はトライアウトにて合格する必要があり、その多くは、教師が指導するのではなく、スポーツコーチやボランティアが指導します。よって、日本とは違い、教師への負担が少なく、合理的なシステムとなっています。

今後、県としてというところの質問ではございましたけれども、時間が過ぎますので、ここで質問は終わらせていただきます。

私の思いを伝えますと、5歳児から11歳児までのゴールデンエージの期間は、自分の体に合った楽しいスポーツを選択する、12歳以上はスポーツ総合型競技に移行していくというようなことを考えて、県に提案していきたいと考えます。

時間も押し迫ったところで、以上で私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。23番 森野真治議員。

〔23番 森野真治議員登壇・拍手〕

○23番（森野真治） 皆さん、こんにちは。新政みえ、伊賀市選挙区選出の森野真治でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、ユネスコは昨日、日本各地で伝承されてきた盆踊りなど、おはやしに合わせて踊る日本の民俗芸能、風流踊を無形文化遺産に登録することを決めました。登録が決まった風流踊は、24都府県の合わせて41件の伝統行事をまとめたもので、その中の一つに伊賀市山畑の勝手神社のかんこ踊りが含まれています。かんこ踊りは、昭和38年に三重県無形民俗文化財に指定されて以降、保存会を発足して踊りを継承されてきました。昭和46年に国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に指定され、平成30年に国の重要無形民俗文化財に指定され、このたび、ユネスコ無形文化遺産に登録されたということで、保存会をはじめ関係者の皆様に心よりお喜び申し上げます。

それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきたいと思います。

まず初めに、県民参加による施策レビューの実施についてであります。

11月9日に、予算決算常任委員会の県外調査で静岡県にお邪魔いたしまして、静岡県で実施されている県民参加による施策レビューの取組状況についてお聞きしてまいりました。

こちらの資料を御覧ください。（パネルを示す）資料の上段にありますように、静岡県では、平成21年から県の関与や事業の必要性を検証する事業仕分けを外部人材が仕分け人となって実施する取組が始まり、平成23年からは県民参加型の評価手法へ転換、平成25年には事業の実施効果や今後の事業展開の在り方を検証する事業レビューに発展させ、平成30年からは県民が施策

改善の議論に参加する提案型の施策レビューへと進化させてこられたとのことでした。

令和4年9月に行われた施策レビューでは、資料の下段にありますように、県民評価者には選挙人名簿から2000人を無作為に抽出し案内を送付、募集に応じていただいた方が38名、過去にレビューに参加された方から募集に応じていただいた方が40名、県内の大学生や20代の社会人の中から募集に応じていただいた方が56名の、合計134名がなっていており、令和2年度以降はオンラインでの参加も可能となっていて、134名のうち30名はオンライン参加だったとのことでした。

三重県でも、みんつく予算として県民に広く事業提案を募集する仕組みがありますが、一般県民が今やっている施策について評価し、改善等を提案する仕組みは弱いと思います。

静岡県の場合は、必ずしも県政に物申したいと思っていたわけじゃない方が、募集をきっかけにレビューに参加されたケースもあると思われませんが、レビュー後には8割を超える方が、今後も県政に参画したいとアンケートに答えていて、特に若者に注目しますと、約96%ですから、ほとんど全員がレビュー参加後に行動変容があったと回答しています。

行動変容の具体的な内容は、選挙に行くようになったなどの地方行政への参加、自治会や地域イベントへの参加、県内就職や県内定住など地域への愛着が生まれたなど、若者定着が課題となっている本県にとって大変有益な副次効果が生まれていると思います。

また、県職員の感想として、事業関係者から意見を聴く場はあるが、一般県民の意見を聴けるのは貴重、一般県民の見方や感覚に施策の課題を改めて気づかされた、県民の期待が強く感じられ、今後の施策推進に背中を押してもらったなど、主権者である県民との距離が縮まり、すり合わせが行えるという効果が見られます。これらのことから、本県においてもこのような取組を行うことは大変有益だと思います。

そこでお伺いいたします。

御紹介いたしました静岡県のような取組を本県でも取り入れていくべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 施策の評価・改善に、広く県民から意見を聴くような仕組みを取り入れることができないかという御質問に対しまして、お答えさせていただきます。

議員もおっしゃられたとおり、様々な施策を講じていく上で、県民ですとか、あるいは有識者等の外部から頂く意見を踏まえて改善していくというのは大変重要なことだと認識しております。

そのため、本県におきましても、これまで成果が十分に上がっていない事業について、より多様な発想を取り入れるため、広く県民の皆さんの御意見をまずは募集した上で、その後、事業改善に向けた有識者懇話会、いわゆるブラッシュアップ懇話会というものを開催しておりまして、県民の皆さんから応募いただいた御意見を踏まえて、有識者の皆さんに御議論いただき、事業の見直しに反映できるよう努めてまいったところでございます。

また、成果や課題、今後の改善方向などを年次報告書として取りまとめまして、県政レポートでございますが、県民の皆さんへ情報共有を図ることで、県政やそれぞれの施策への御意見を頂けるよう努めてきたところでございます。

県民が県政に関心を持つきっかけの話の中で、少しみんつく予算の話もしていただきましたので、さらには県民の皆さんが県政に関心を持つきっかけになるのではないかとということで、県民の皆さんの新たな発想ですとか、身近な問題意識を事業の構築に取り入れることを目的として、県民提案の募集も本県としてはさせてもらったところでございます。

これまでこういった取組をさせていただいてまいりましたが、来年度からは、今般策定いたしました強じんな美し国ビジョンみえ及びみえ元気プランに基づきまして、施策の評価・改善を行っていくこととなります。

みえ元気プランの推進に当たりましては、従来どおりPDCAサイクルを

回しながら、常に県民の皆さんにその成果が届いているかを意識しながら、目標達成に向けた進行管理を行っていく必要があると考えてございまして、このため、みえ元気プランを推進する上で効果的で効率的な施策の評価・改善の仕組みをこれから検討していきたいとも考えてございます。

なお、その検討に当たりましては、今までやっていた評価・改善の仕組みを検証した上で、他の都道府県、御紹介いただいた静岡県の事例も含めまして、いろいろと他県の取組も参考にしながら、本県に合うような形のものをつくっていききたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○23番（森野真治） 今後、検討いただくということでございます。

ただでさえ国や市町よりも分かりにくいと言われている県政でございますので、少しでも多くの県民を、また、特に未来の三重を背負う若者の県政への参加を進められるような取組が必要だと思いますので、今日紹介しました政策レビューはその一例ですけれども、その他の様々な事業の中でもぜひとも御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、防災減災対策の推進について、2点お伺いいたします。

まず、1点目は、インフラ設備へのサイバー攻撃についてです。

DXが叫ばれる以前から、業務の効率化や危険防止などの観点から、様々な設備に遠隔監視、遠隔制御などが取り入れられてきました。昔はインターネットが普及していなかったため、専用線で接続するのが通常でしたが、近年ではインターネット回線を利用することで安価に、また、遠距離まで接続することが可能となってきたため、多くの施設でインターネット回線を介した接続が広く用いられるようになってきています。

様々なシステムや機器がインターネットに接続されることが増えるとともに、営利目的や業務妨害を目的として、それらに対する不正アクセスなどサイバー攻撃が増え続けており、ニュースでもしばしば報道されています。

サイバー攻撃による各種サービスの停止等は、サービス利用者の生活を直

撃しますが、中でも生活を支えている電気、水道、ガスなどや安全を支えている水門や排水ポンプなどが機能不全に陥ると、生活に与える影響が甚大であることから、これらにおけるサイバーセキュリティ対策は大変重要となっています。

そのような中、10月3日付の日本経済新聞に、水道や電力など日本の社会インフラのうち、少なくとも877か所でサイバー攻撃の被害に遭うリスクが高いことが分かったと報じられました。

記事によりますと、今年5月に成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律で、国が基幹インフラに定めた電気や水道など14業種を対象に、利用されている監視システムを抽出し、セキュリティ企業と共同でインターネットにつながっている機器を検索して、通信設定などを解析できるツールを用いて調査した結果、防御が脆弱な監視システムが全国で877か所見つかったとのことです。

監視システムの開発企業によると、緊急時の警報操作のほか、水道の薬品濃度の変更など、人命に直接関わる操作ができる場合もある。今回の調査で判明したインフラの穴は氷山の一角で、監視システム以外にも、保守用のインターネット回線やVPN、仮想施設網の脆弱性など、インターネットとインフラをつなぐ通信システムにもサイバー攻撃リスクがあり、思わぬ形で被害が広がりかねないと述べられており、私たちの生活の安全・安心を支えるインフラがこのように脆弱な状態にあるのだとしたら、大変心配になります。

また、人口減少によりインフラ設備を管理する人数は減らさないといけな一方、管理しなければならぬインフラ施設は変わらないか、増えていく場合すらあります。そのため、業務の効率化のため、インターネットを介した遠隔接続システムは、今後も増えることはあっても減ることはないと思います。

一方で、サイバー攻撃は年々巧妙化し、危険性が高まっていく中で、設置時の安全確保のみならず、設置後も最新の攻撃技術に対抗するために、常に対策の見直しをしていく必要があります。

そこでお伺いいたします。

県内のインフラにおけるサイバー攻撃に対する脆弱性について、県民生活の安全・安心を守る観点から、県として調査し、把握されているのかお伺いいたします。

また、県が事業主体となっている重要インフラについて、サイバー攻撃に対する脆弱性はどのようになっているのか、お伺いいたします。

今後、県として、県民生活の安全・安心を確保する観点から、県が事業主体となっているインフラ設備のみならず、県内の様々なインフラ設備がサイバー攻撃により機能不全に陥らないよう取り組んでいく必要があると思いますが、お考えをお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 答弁を申し上げます前に、議員がおっしゃいましたユネスコ無形文化遺産ですが、勝手神社のかんこ踊りが登録されましたことは、非常に喜ばしいことだと思います。県内の文化の伝承が評価されたということであります。加えまして、その伝承に今まで携わってこられた方に心より敬意を表したいと思います。

御質問いただきました、サイバー攻撃であります。

国際情勢は緊迫化してきております。国家によるサイバー犯罪というものも行われているやに聞いておるところでございます。また、それだけではなくて、金融でありますとか、あるいはインフラなどを人質に取る、民間による犯罪も行われているものでございます。

サイバー攻撃は、非常に防御することが難しいものでございます。詳細は申し上げられませんが、私はある組織で働いておりましたときにサイバーアタックを受けました。このときには、NATOの加盟国からサイバーアタックを受けたという形であったんですけど、政府の内閣サイバーセキュリティセンター、NISCというのがございますけど、そこに相談いたしまして、私どもの組織だけではやっぱりなかなか解決できませんでしたので、NISCで調べてもらいましたら、NATO加盟国からの攻撃ではあるので

すが、実はそこを經由して別の国がいたということですが、そこはもうファイアーウォールで探せないということでございます。そのぐらい難しいものであります。

したがって、一旦、攻撃を受けるその前に、脆弱性がないかどうかというのを探るということも重要でございます。

今回、5月に公布されました経済安全保障推進法でも、基幹インフラの安定的な提供をやらなきゃいけないということで、詳細は今国で議論されているようでございますけれども、例えばライフラインでありますとか、あるいは交通関係、それについてもしっかりと守っていこうということが国レベルでも考えているということでもあります。

県につきましては、県警で三重サイバーセキュリティ対策というのをつくってもらってまして、民間のサイバー攻撃に対応していくということです。

県が管理するインフラ設備でありますけれども、チェックしましたところ、全ての設備でいわゆるスタンドアローン、インターネットとは隔離されてまして、そこでもう完結されておるといふことにはなっております。

したがって、そういう意味での安全性は確保できているんですけども、情報についてはどこからサイバー攻撃が出てくるか分かりません。インターネット以外からも来る可能性もあります。したがって、これからも注意深く対応していかないかと思っております。

県では平成28年からCSIRTもつくりまして、対応してきておりますけれども、さらに国も強化しておりますし、サイバー攻撃もだんだん巧妙になってきていますので、県全体でも今どう対応していくかというのを考えていかないか時期ではないかなという気がしています。

特に国のNISCとの関係も構築していかないかと思っていますし、県全体で、県のインフラだけではなくて、ほかに何かあったときに対応できるような組織はどういう形があり得るのか、そういったことをこれから検討を進めていきたいと考えております。

[23番 森野真治議員登壇]

○23番（森野真治） お調べいただいたところ、今のところ県の施設では見当たらないということでございます。

なかなか現地に行けないところで、機器を制御したりするところとかに思わぬ落とし穴があったりするとかということが紹介されているわけですが、今後もそういうことがまた生まれるかも分かりません。

また、知事もおっしゃいましたとおり、サイバー攻撃が年々アップデートされてきますので、県民の命を支え、守っていくためのインフラ設備について日頃のメンテナンスも含め、不断の安全対策に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、2番目として、管理者不明橋を含む非公共橋について、お伺いいたします。

毎年のように全国のどこかで大規模な水害が発生し、大きな被害を出しています。線状降水帯などにより、河川が許容できる量を超える降水量が降り、川の水が堤防を越えて氾濫してしまうなど、豪雨が原因となることが一般的ですが、中には橋脚などの橋が原因で氾濫を起こすこともあります。

公共の橋については、架け替えの際に橋脚の数を減らすなど、行政により安全対策が進められていますが、非公共橋の安全対策も重要です。

しかし、非公共橋には、河川管理者に許可を得ているものと、住民らが河川に無許可で設置するなど管理者が分からないものがあり、今年8月14日の台風8号による豪雨で、静岡県松崎町内で、太田川に架かる管理者不明橋に流木やごみが引っかかって水をせき止めたため、川の水があふれて周囲の旅館や住宅の浸水被害の一因になったということも発生しています。

共同通信社が、今年6月から7月にかけて行った都道府県アンケートによりますと、各都道府県所管の河川にある管理者不明橋の数は、把握していた岩手県、鹿児島県など27府県で計9723か所。最多は滋賀県で2138か所、次いで兵庫県で1767か所、3番目が三重県で1079か所であったとのことです。

先ほどの静岡県松崎町の氾濫の原因となった管理者不明橋には、さらにそ

の下流にも別の管理者不明橋が2本あり、このとき1本は残りましたが、もう1本は流出しました。

これらの橋は幅が1メートルほどの簡易な木製の橋で、台風の後、残った橋は再度災害防止のため、地域の人たちによって撤去されたということですが、洪水以外にも、2013年に滋賀県草津市の管理者不明橋で、橋の路面の隙間に自転車の前輪が挟まるという事故もあり、現在、この橋は草津市が管理していて、転落を防ぐ柵が設置されたほか、舗装が施されて隙間もなくなったということです。

そのほかにも、適切な管理がなされていないければ、補修などの維持管理がなされず、突然の崩壊などが発生する危険もあります。

そこでお伺いいたします。

非公共橋が原因で発生する災害を防ぐため、民間で設置されている橋についても、防災・減災対策を進めていく必要があると思いますが、県内における非公共橋の防災・減災対策の推進状況と管理者不明橋への対応状況、今後の取組についてお伺いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、管理者不明橋の取組状況についてお答えいたします。

管理者不明橋には管理者がないということで、適切な維持管理が行われていません。よって、洪水時に川の流れを阻害し被害を増大させるおそれがあり、また、通行利用上の安全にも問題があるため、管理者不明を解消していく必要があります。

管理者不明橋については、令和2年度の調査で、県管理河川に占用許可のない橋が2908橋あることが分かりました。

これまでに、周辺の状況により管理者と思われる市町への聞き取りなどの結果、管理者を特定した橋は1829橋になります。この管理者が特定された橋については、特定された管理者に対して安全性に問題がある場合には、改善や除却などの是正指導を行っていきます。

先ほど議員から御指摘のあった、管理者不明の1079橋についてでございますが、こちらについては、引き続き市町または近隣の住民への聞き取りを進めるなど管理者の特定に努めるとともに、広く地域で利用されている橋については、市町に管理してもらえないかどうか、協議、調整を進めていきます。

なお、管理者不明橋について安全な通行に支障が生じるなど、利用上の問題がある場合は、市町や地元関係者との調整の上、通行止めや立入り防止などの利用を制限する措置を検討していきます。

さらに、川の流れを阻害するおそれがあるなど、治水上の問題がある場合については、河川法第75条第3項に基づく簡易代執行による除却などを検討していきます。

引き続き、災害時だけではなく、平常時においても安全な河川管理に努めてまいります。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○23番（森野真治） 令和2年度に3000近くあったものから、2000近くは判明してきているということでございまして、努力いただいていることもよく分かりましたけれども、まだまだ不明な部分もありますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

非公共橋の防災・減災対策については、様々な課題があるわけですが、県民の安全・安心を守るため、引き続きしっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、県有施設の温室効果ガス排出量削減について、お伺いいたします。

近年、世界各地で人類がこれまでに経験したことがない異常気象や災害が発生しています。県内においても、豪雨災害や熱中症患者の増加、農林水産業への被害など、気候変動の影響と考えられる事象が発生しており、温室効果ガスの排出抑制に対する取組は急務となっており、パリ協定の発効など、国際社会は脱炭素に向けて大きくかじを切り、国においても、2021年4月に、2030年度において温室効果ガスを2013年度比で46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明いたしました。

国では、脱炭素社会の実現のため、2014年4月に閣議決定したエネルギー基本計画において、建築物については2020年までに新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指すという政策目標が設定されています。

資料を御覧ください。（パネルを示す）今申しあげましたZEBというものですけれども、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略でして、断熱、日射遮蔽、自然換気、昼光利用といった先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制等のパッシブ技術の採用や自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことです。

炭素排出源となっているビルに対して、エネルギー消費自体を効率化する省エネと再生可能エネルギーの利用による創エネの合計によって、建物自体のカーボンニュートラルを達成するものであり、既存の建物でも改修によってカーボンニュートラルを達成させることができます。

2021年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画では、地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであり、都道府県においては、管下の市町村における取組の優良事例の情報収集と他の市町村への普及促進に取り組むよう努めることとされています。

本県においても、脱炭素宣言「ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を2019年12月に行い、2050年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、オール三重で取組を進めていくとしています。

もちろん、オール三重の中には県行政も含まれていますし、2021年3月に策定した三重県地球温暖化対策総合計画の冒頭には、前述の宣言は脱炭素社会の実現に向け、県が率先して取り組む決意を示したものと記載されています。

そこで、脱炭素宣言を出した2019年12月以降に、新築または新築を予定している中で、規模の大きなものに、みえ森林・林業アカデミー棟、盲学校・聾学校、大台警察署がありますので、それぞれのZEBの達成状況をお聞きしたところ、残念ながら、いずれの建物についてもZEBの達成状況について評価していないとのことでした。

いずれの建物も、断熱やLED照明、高効率空調など、ZEB達成のために必要なものを一定導入しているものの、盲学校・聾学校においては、文部科学省からもZEB達成についての指針が示されているところのことですが、ウッドショック等の材料費高騰等による建設費の増高を抑えるため、太陽光パネルを20キロワットに抑えてしまっていたり、大台警察署においては、3階建ての3階部分に居住スペースを造ったため、屋上が物干し場となり、太陽光パネルを設置できなかったとのことでした。なお、警察庁からもZEB達成の通達が出されたとのこと、今後建てるものについてはZEB準拠で建設する予定とのことでした。

国において2014年に公共建築物でのZEB達成という目標が掲げられ、2019年に国に先駆けて脱炭素宣言をしている中で、このような状況になっていることは大変残念です。

そこでお伺いいたします。

2050年の県域からの温室効果ガス排出実質ゼロを実現するためには、県有施設が平均でZEBを達成することが必要不可欠なことであると思いますが、そのためには新築施設をZEB対応にするのは当然のこと、当面建て替える予定のない建物のZEBに向けた改修も必要となってきます。

そこで、まずは現状を把握し、県有施設が平均でZEBを達成するためのロードマップを作成し、計画的に取り組んでいく必要があると思いますが、今後どのように取り組まれていくのか、お伺いいたします。

〔中野敦子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（中野敦子） 県有施設のZEB化に向けた取組について、御質問いただきました。

現在改定を進めております三重県地球温暖化対策総合計画では、県の事務事業における温室効果ガスの排出削減の主な取組の一つとして、新たにZ E B化の項目を加えることを検討しております。

議員からも御紹介いただきましたけれども、Z E Bには幾つかのレベルと
いうか、段階がございますけれども、今回、盛り込むことを考えております
のは、今後、予定する新築建築物において、建築物のエネルギー消費性能の
向上に関する法律に基づく基準を踏まえて、原則40%以上の省エネ化を目指
すことといたします。

一方、既存の建築物につきましては、これまでに実施してまいりました設
備や機械の省エネタイプへの更新に加えて、新たにL E D照明や自家消費型
太陽光発電設備の導入といった項目を盛り込むこととしております。

施設を管理いたします各部局において、施設の耐用年数ですとか、費用対
効果などに鑑みて、これらの取組を組み合わせることで、温室効果ガスの排
出量の削減に取り組むことといたします。

今後の進め方についてですけれども、県有施設のZ E B化に向けて、三重
県脱炭素社会推進本部におきまして、この間、施設を所管します各部局の検
討あるいは取組が進むように、温室効果ガスの排出量削減につながる方策や
取組状況などの情報共有を行ってまいります。

また、国の支援事業の活用を促すことなどによって、県有施設の脱炭素化
に向けて働きかけを行ってまいりたいと考えております。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○23番（森野真治） 環境生活部では地球温暖化対策総合計画でZ E B化を含
めて全体の計画をつくられますけれども、あくまで実施主体は各部局です
から、知事を本部長とする三重県脱炭素社会推進本部で進捗管理をしていく
という御答弁でございますので、本部長である知事のほうに改めてお伺いさ
せていただきたいと思いますけれども、先ほども御紹介しましたように、現在
建設中の施設ですらZ E B対応の評価ができていませんので、既存施設はも
ちろんできていないと思います。

県有施設平均でZ E Bを達成するためのロードマップを作成するためには、まず、全施設のZ E B対応度合いの評価が必要不可欠でありまして、そこからZ E B達成に向けて必達意識を持って取り組んでいくのと、今御答弁されたように、Z E B達成にはL E Dとか太陽光パネルとかが有効ですから、できる限り導入してくださいねというのでは、おのずと結果が見えていると思います。

脱炭素社会推進本部において、現状をしっかりと把握した上で進行管理を行って進めていただきたいと思います。お考えをお伺いいたします。

○知事（一見勝之） 昨日も県内の工場を視察して、先ほど申し上げましたけど、ここの工場では屋根の上に太陽光パネルをこれから設置して、一つの工場ですら恐らく日本で一番になると思いますが、13メガワット、大きな洋上風力発電1基と同じぐらいの発電量を確保するというところであります。

これには投資額もかなりのものがあるということでございまして、県の財政状況も考えながら、そうはいつでもやっぱり温暖化対策は待ったなしでございまして、できることから手をつけて、できるだけZ E B効果を発揮できるように考えていかないといけないと思っております。

これから計画をつくりまして、実行に移していくわけでございまして、実行に移していく中で何ができるのか、財政がどこまで対応できるのか、そういうことの検討を進めていきたいと考えております。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○23番（森野真治） ぜひ積極的に進めていただきたいと思いますけれども、何よりも現状を把握しているということが、やっぱり地に足が着いた計画を立てるためには必要ですので、その部分、ぜひよろしく願い申し上げたいと思います。

次に、各種事業へのリモート参加について、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延が始まって、間もなく3年がたとうとしています。この間、感染拡大防止のため、様々な行事等が中止を余儀なくされてきました。

中止してしまうのは簡単なことですが、行事等が行われなかったことによって失われてしまうものもあるため、長引くコロナ禍の中で、様々な工夫を行って行事等を再開する動きも始まっています。

今回は、コロナ禍における新しい生活様式の一つとして始まったリモートによる参加について取り上げたいと思います。

リモートといえば、会社に出社せず自宅等で仕事をするテレワーク、離れた場所にいる人同士が会議を行うウェブ会議などが有名ですが、もともと新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、できるだけ人と人とが接しないようにするために始められた取組でしたが、やってみると、テレワークは通勤時間の削減や家事・育児と仕事の両立などの思わぬ効果が現れたり、高齢者や障がいのある方への雇用の可能性を広げたりしましたし、ウェブ会議も移動時間の削減による効率化や遠隔地にいる等で参加が難しかった人が参加できたりするなどのメリットが生まれたりしました。

それまでは対面を重視していた日本社会ですが、この3年間でリモートによる実施を許容することができるように変わったように思いますし、地方にいながら都市部にある企業に勤めたり、経済活動を行ったりできることから、地方の活性化や人口減少対策の効果まで期待されるようになっていきます。

さて、県が行っている様々な事業ですが、式典やシンポジウムなど広く県民に参加を呼びかけて行われるものや研修会や講習会のように特定の対象者に向けて行われるものなど、各部局において様々な事業が行われていると思います。

中には、コロナ禍で中止しているものや参加者を制限して行われているものなどあると思いますが、これらにもリモートを取り入れることによって様々な効果が見込まれると思われれます。

まず、幅広く県民に参加を呼びかけて行われるものについては、インターネット中継をすることによって、より多くの県民に見てもらえるようになり、事業効果が上がることが見込まれます。

我々議員も様々な事業の開催案内をいただきますが、移動時間の関係や予

定が重複しているなどで参加できないことが多々あります。インターネット中継がされていれば参加のハードルが下がりますし、さらに録画配信されていれば、あらゆる事業の様子を確認することが可能となります。

また、各種研修会や講習会等も、県内各地から津市等に集めて開催されるものも多いと思われませんが、聞いているだけのものであればリモート参加が可能とすることで、そもそも感染拡大防止のため開催できなかったものが開催できたり、わざわざ時間と交通費をかけて会場まで行く必要がなくなって参加しやすくなりますし、県民サービスの向上につながると思います。

また、なかなか若い方々に参加してもらえていないと思いますが、特にZ世代はサービスのデジタル化を望む傾向が高いと言われており、今後の県政を担う若い世代に参加してもらうためにも必要な取組と言えます。

ところで、本県の各種事業のリモート対応の状況はというと、例えば、11月7日に開催されました、沖縄三重の塔における令和4年度の戦没者慰霊式などは、インターネット中継及び開催後も録画配信が行われており、沖縄県まではなかなか行けないという方や事業に興味のある方が簡単にその様子を見ることができるよう取り組まれている一方、10月23日に開催されました令和4年度三重県・尾鷲市・紀北町・大紀町・南伊勢町総合防災訓練は、現地ではアナウンサーや解説者による各会場の訓練状況の実況、解説が行われ、観覧者席に置かれたモニター画面にその様子が表示されており、訓練の状況が大変分かりやすかったのですが、そこまでしているものをインターネット中継はしていなかったようでして、非常にもったいないことだと思います。

加えて、この訓練について知事が10月13日に定例記者会見をされた際に、10月1日に知事と津市長、鈴鹿市長、亀山市長で円卓対話を実施されたときに、一般傍聴者を入れなかったことに対して質されており、新型コロナ患者が増えたためということで、それは一定仕方ないと思いますが、これも後日、録画配信はされているものの、リアルタイムでのインターネット中継はされていないことですから、全庁的にまだまだリモート参加という手法についての意識が低いのではないかと感じます。

そこでお伺いいたします。

より多くの県民の皆さんに県の事業に参加してもらえるようになる等、県民サービス向上の観点やDX推進の観点から、県の各種事業にリモート参加できることを標準とするべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） 各種事業へのリモート参加を標準とすべきじゃないかということについて、御答弁させていただきます。

県が実施する事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、オンラインでの開催であったりとか、あるいは現地での会場参加とオンラインを併用したハイブリッドの開催など、必ずしも実際に集まって開催するというにとらわれない形になってきていると考えております。

令和4年4月から10月まで、県のホームページで報道資料提供されましたセミナーとか講演会、シンポジウム等を調査したところ、約130件ほどございました。このうちの約半数近くは、オンラインもしくはハイブリッド等での開催となっております、オンラインを活用したイベント等の開催が一定定着しつつあるのかなと認識してございます。

また、オンラインを活用しなかったイベントなどは、飲食を伴うものであったりとか、文化施設を巡るものなどの体験型のものが多かったというのが実態でございます。

デジタル社会推進局においては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴いまして、オンラインでの会議を開催するために、令和2年度から各部局に対しまして、会議を開催するためのシステムや機材の提供、それから使用方法の研修、マニュアルの整備などを行ってまいりました。

これらのマニュアルにつきましては、イベント等の開催についても応用が可能なものとなっております。また、このマニュアルでも対応が困難な場合は、専用のフォームを通じて相談対応を行う形で、イベントなどのオンライン開催についての支援に取り組んできたところでございます。

県が実施する事業におきましては、議員からお話がありましたとおり、多

くの県民の方に参加いただけるようにオンラインを活用していくということは重要なことだと考えております。

現在でも約7割、71%ですが、セミナーの多くはオンラインを活用して開催されております。ですけれども、県が実施するイベントは、やはり対象者とか実施する場所とか規模とかがまちまちでございます。そのため、実施する方法につきましては、それらに加えて費用対効果なども勘案しつつ、それぞれのケースに応じて、最終的に主催者が判断していくものであると考えております。

各部局においてオンライン開催が円滑に実施できるように、引き続き、機材やマニュアル提供、相談対応等の支援に取り組むとともに、動画による研修などの充実を図りまして、オンラインイベントの開催支援、あるいはそういうことをやっていくという意識の啓発につきましても取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○23番（森野真治） 調べていただいて、130件のうちの半分しかと思うんですけども、できていない。体験型とか実習とか、そういうものはもちろん無理だとは思いますが、さっき70%という数字も出ましたので、もうちょっとしっかり啓発していただかないとあかんのかなと思っています。

各部局任せということですが、判断が、やったことないからとかいうことではあかんと思いますので、しっかりと推し進めていただきたいし、実施のハードルも、定義的なことも含めて今後下げていただけるように、トップとしてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

これまで、場所や時間などいろいろな制約の中で、参加できなかった方々がたくさんいらっしゃると思います。いろんな県民がいらっしゃるわけですから、できるだけ多くの県民が県の各事業にさらに参加してもらいやすくなりますよう、各事業のリモート対応に向けてのさらなる取組をよろしく願いいたします。

それでは、最後に、運転免許証の即日交付について、お伺いいたします。

県民の方から問合せがあり、三重県に転勤してきて驚いたことのひとつが、運転免許証の更新で即日交付を受けるためには、津市にある運転免許センターまで行かなければならないことです。以前住んでいた県では、最寄りの警察署で即日交付が当たり前でした。ゴールド免許の場合、約1時間で免許証更新ができました。なぜ他県ができるのに、三重県は遅れているのですか、とのことでした。

確かに、私も最近では地元の警察署で更新手続きをしておりますけれども、更新申請時と講習受講、免許証受け取りの、最低2回は行かなければならず、期間もたしか1か月程度かかったと思います。

サラリーマンの皆さんはなかなか思うように休みが取れないため、休める日か日曜日に、津市の運転免許センターまで更新手続きに行かざるを得ない方も多いかもかもしれません。

そこで、先ほどの方が以前住んでおられた県の警察のホームページを見てみましたところ、免許証の交付申請は運転免許センター及び県内全警察署で受付をしている旨、記載されていますが、交付にかかる日数等については記載されていませんでした。

三重県警察のホームページでは、運転免許センターでは、原則即日交付であるとの記載がありますので、逆に言えば警察署等では後日交付になるということですね。

そこで、お隣の愛知県警のホームページを調べてみたところ、優良運転者については、運転免許試験場、東三河運転免許センター、名古屋市外の29警察署のうち23警察署、名古屋市内の16警察署のうち2警察署、いずれも名古屋市外の9幹部交番のうち5幹部交番で受付をしていて、名古屋市内の2警察署と5幹部交番は後日交付となりますと記載されていますので、運転免許試験場、東三河運転免許センター、名古屋市外の23警察署では即日交付されるようです。確かに、他県では警察署等、複数箇所ですべて即日交付しているところがあるようです。

そこでお伺いいたします。

全国の都道府県での運転免許証の即日交付の実施状況について、他県で警察署と複数箇所での即日交付が行われるというところがあるにもかかわらず、本県では津市の運転免許センター1か所である理由について、お伺いいたします。

〔佐野朋毅警察本部長登壇〕

○警察本部長（佐野朋毅） 全国の警察署における即日交付の実施状況について、御説明申し上げます。

運転免許証の更新制度でございますが、定期的に更新時講習を行うことで、運転者の安全意識を高めるほか、運転に必要な視力等の適性検査を行うなど、交通安全の確保に大きな役割を果たしているところでございます。

そこで、全国の更新窓口の状況についてでございますが、警察署において即日交付を行っているのは14都県でございます。そのうち、半数以上の警察署において即日交付を行っている県は、愛知県を含めた5県となっております。

逆に言えば、警察署で即日交付を行っていないところは、当県を含めまして33道府県となっており、そのうち当県と同様に運転免許センター1か所のみ即日交付を行っているという県は11県でございます。

本県の運転免許証の交付事務でございますが、現在、運転者管理システムというもので行っております。現在のシステムでは、即日交付を行うためには改修が必要ということでございますし、また、各警察署とこのシステムをつなぐためには回線、設備等が必要でございますが、まだ対応できていないということ、また、人員等々の関係もございまして、体制の確保が困難なことなどの理由から、大変恐縮でございますが、警察署の即日交付は行っていない状況にございまして、即日交付につきましては、運転免許センターのみで行っているという状況にございます。

一方で、県民の利便性を図るために、運転免許センターでは、通常お休みの日でございますが、日曜日に更新手続を行うなどをしておりますほか、警

察署では免許証作成用の写真撮影システムを整備いたしまして、運転免許センターと同様に写真を持ってこなくていい、写真の持参を不要とするといったことをするなど、できるだけ県民の皆様方の負担軽減を図るように努めておるところでございます。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○23番（森野真治） 御答弁でいいますと、本県同様、運転免許センター1か所であるところは11県ということでございまして、残りの36都道府県では、少なくとも複数箇所、警察署でやっているところは14ということでございますので、本県においてもぜひ取り組んでいただきたいと思うわけですが、正直、私もこのメールをいただくまで、そういうことが全然頭になくて、警察行政というのは全国で画一的なものだと思っていましたので、このような差があることには正直驚きましたけれども、本県も南北や東西に長い形をしておりまして、人口も県庁所在地に集中しておらず、県内各警察署管内に一定のボリュームの運転免許証更新者がおられるはずですので、本県においても各警察署等において即日交付を実施できるように取り組むべきではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○警察本部長（佐野朋毅） 森野議員の御質問を頂戴いたしまして、率直なところを一般論として申し上げれば、即日交付のほうが望ましい、県民の皆様にとってよいということは全くもってそのとおりだと思っております。

ただ、先ほどもちょっと御説明しましたように、システムの改修であるとか体制であるとか、あと、今後の取組といたしまして、国の施策で、令和6年度末までに運転免許証とマイナンバーカードを一体化する、また、オンライン講習といった新たな制度が導入されるとか、あるいは、現在、警察庁と全国都道府県警察の間で、運転者管理システムを新たな全国共通システムに移行するための準備が進められているといったような、新たな制度と申しますか、新たなシステムと申しますか、そういったものが今進められているところでございます。

したがって、今後はこうした新たな制度に対応いたしながら、警察署

の即日交付を含めた運転免許手続等の利便性の向上と県民の皆様方の負担軽減を図るための方策について、検討してまいりたいと考えております。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○23番（森野真治） 今、マイナンバーカードとの統合の話が出てまいりました。タイミング的に今から全部整備すると、整備が終わるまでに制度が変わってしまう可能性もあるわけですが、逆にマイナンバーカードに全部が行かずに、既存の免許証が残るという方が多数みえる可能性もあるんだと思います。

なので、その辺もマイナンバーカードの交付状況とか、今、保険証の移行の話がありますけれども、それと同様に、ほぼ半強制的にといいますか、全体が行くという話になるのかも見極めた上で、もしそうなるのであれば、令和7年のところを目指して各警察署で更新手続ができるように、免許証は交付しないわけですが、更新手続は同じようにあるわけですから、それができるように、例えば講習会をインターネットでリモートでやって、運転免許センターまで行かなくてもいろんな各簡易講習とか違反運転者講習とかいろいろあると思うんですけれども、できるようにするとか、そういうことも含めて、ぜひとも前向きに御検討いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございますけれども、今日は、県民の方々や、あるいは様々な報道とか、あるいは県外調査に行ったときのこととか、日頃から勉強させていただいたことの中から幾つか選んで質問させていただきました。

引き続きまして、少しでも県政がよくなりますように、皆様方の努力をぜひともよろしくお願い申し上げます、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後 2 時 20 分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。28番 石田成生議員。

〔28番 石田成生議員登壇・拍手〕

○28番（石田成生） 会派自由民主党、四日市市選挙区選出の石田成生でございます。

通告に従いまして、数点お尋ねいたしますので、よろしく願いいたします。

まずは、県営住宅の連帯保証人についてであります。

私は 4 年前の 12 月 3 日に、県営住宅の連帯保証人について質問しております。4 年たってというよりも、4 年間ずっと変だなと思い続けてまいりましたので、改めてお尋ねいたします。

三重県の約 4000 部屋ある県営住宅の連帯保証人について、特定の条件下を除いて、2 人が必要です。連帯保証人の変更は、連帯保証人側の事情だけで勝手に変更はできなくて、入居者の了解が必要であります。そして実印を押すことになっていまして、押すということは、当然印鑑証明もつけなければならない、連帯保証人になるということは、長きにわたって重い責任を負うこととなります。

さて、連帯保証人になられる方は、入居者本人とその時点では良好な人間関係があるから連帯保証人を引き受けています。

連帯保証人をつけることで、入居者は入居できるというメリットがありますが、連帯保証人にはリスクしかありません。借金の連帯保証人なら、借金

が完済されるときが連帯保証人の終わるときになります。県営住宅の連帯保証人は、いつ終わりが来るのか分かりません。

かつて配布していた連帯保証人の心得には、永久的に続くという表現もされています。良好な人間関係、信頼関係により連帯保証人を引き受け、永久的に続く責任を連帯保証人側から逃れることができない制度であります。

国は2018年以降、身寄りのない単身高齢者らが住む場所を確保できるよう、公営住宅の入居条件を定めた条例から連帯保証人の規定を削除するよう自治体に呼びかけていますが、三重県はこれをどのように受け止められているのでしょうか。

身寄りのない単身高齢者らが住む場所を確保できるようにというところは理解できますが、一律に削除すれば家賃滞納が増えることは明らかであると思いますので、賛成できません。

それはそれとして、入居者の都合によっては延々と続く連帯保証人を、5年程度をめどに連帯保証人側から断ることのできるような制度、これは保証人を途中でやめますというのではなくて、入居者が5年ごとに県に対し、連帯保証人を出し直すような制度改正を改めて提案したいと思います。

4年前の部長答弁はこうでした。

連帯保証人に関する制度でございますが、県営住宅に入居しようとする場合は、県営住宅条例の規定により、単身の高齢者や障がい者等を除き、連帯保証人2名が署名した入居誓約書を県へ提出していただく必要がございます。この仕組みは、家賃債権の保全に大きな役割を果たしているところでございます。

また、連帯保証は一般的にも賃貸借契約関係が存続する限り継続をいたしますが、連帯保証人交代の申出があった場合、新たな連帯保証人を立てることにより交代は可能となっております。

連帯保証人を5年程度ごとに更新する制度につきましては、新たな連帯保証人が見つからない場合、契約を継続できなくなるおそれがございます。このことは入居者にとってもリスクが大きいと同時に、県営住宅のセーフ

ティーネットとしての役割を果たすことができなくなります。

このため、連帯保証人を定期的に更新する制度の導入につきましてもは難しいというふうに考えてございます、と答えられていますが、入居者側に立った答弁であり、保証人側のリスクへの配慮がなさ過ぎます。

仮に5年と申し上げましたが、入居者が一定期間経過後に保証人を県に出し直すような制度改正をお願いしたいと思いますが、御答弁をよろしく願いいたします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 県営住宅の連帯保証人の制度の見直しについて、御答弁申し上げます。

連帯保証人の負担軽減についてでございますけれども、まず、令和2年4月に施行された民法改正におきまして、改正以後の保証契約につきましては、連帯保証人保護の観点から二つの点で負担が軽減されております。

1点目は、保証の上限額が設定されております。2点目につきましては、入居者または連帯保証人が亡くなった場合には、その後に発生する債務は保証の対象外となっております。

また、連帯保証人の要件緩和についてでございますけれども、平成30年3月に、先ほど議員から御指摘がございましたけれども、国土交通省から、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえますと、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていく必要があり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきである、との通知がございました。

この通知を受けまして、県では令和4年4月から、新たな入居に当たりまして、75歳以上の単身高齢者などは連帯保証人を免除することとしております。

今後の方針でございますけれども、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえますと、今後、連帯保証人を確保することが一層困難となることが懸念されている状況でございます。入居希望者が連帯保

証人を確保できないために入居できないことのないよう、さらなる連帯保証人の要件緩和について検討を進めているところでございます。

そして、既に入居されている方の連帯保証人の更新についてでございますが、これまでも、先ほど議員から御指摘がございましたけれども、入居者から県に対して交代の申出があった場合は、連帯保証人の変更を認めているところでございます。

今後、民法改正での連帯保証人の負担軽減の趣旨や住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえまして、例えば、連帯保証人が死亡した場合などにおけます連帯保証人の更新などの在り方についても検討してまいります。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） 連帯保証人になるときは良好な人間関係で、信用して、信頼して、その人が滞納することはないと信じて引き受けている場合が多いと思いますので、この2人の、入居者と連帯保証人の関係を良好に保つ努力をしなければいけないのは入居者のほうで、入居者にメリットがあるわけですから、4年前の質問で、入居者が一定期間経過後、例えば5年ごとに保証人を県に出し直すような制度改正については、当時の部長答弁では本当に切れ味よくすばっと切られたんです。

今の理事の答弁でも、私の提案そのものを分かりましたとおっしゃっていただくような内容ではなかったけれども、今、保証人のこと、国からの話もありまして検討していく中で、検討してほしいんですけども、一つ確認させてほしいんですけどもね。私の提案がなかなか受け入れてもらえないのは、それは法の壁があつてとか、国の制度上無理なのか、それとも県の裁量で変えることができるのか、その確認を一つさせてください。

○県土整備部理事（佐竹元宏） 一定期間ごとに見直すような制度が導入できないかという問合せと思います。それと、前回、平成30年に部長のほうから答弁させていただいた内容についてでございますけれども、新たな連帯保証人が見つからない場合に契約を継続できないおそれがあることから、入居者

募集の観点で答弁されたと思っております。

ただ、今の制度が一定期間ごとに見直すような制度かということにつきましては、県営住宅につきましては、住宅に困窮する方への住宅の提供という観点から、賃貸借契約に当たって入居期間を定めておらず、また、それに付随して締結される連帯保証契約も期間を定めてございません。

議員御提案の連帯保証人の期間更新制度の導入については、入居期間と保証期間の設定を併せて考えていく必要があると考えております。

既に入居されている方に適用する場合には、現契約がございしますので、それを変更することになるかと考えておまして、入居者の同意が必要であることから難しいのではないかと考えております。

一方で、連帯保証人をめぐる動きといたしまして、先ほども御答弁さしあげました、平成30年3月に国から、保証人の確保を公営住宅への入居に際して前提とすることから転換すべきであるという考え方が示されていること、このことについては、令和2年2月にも都道府県に対して検討を行うよう要請が出ております。

また、連帯保証人保護の観点から民法が改正され、令和2年4月に先ほども申し上げました施行がされております。

これらの動き、それと、現在の県営住宅入居者の高齢化がさらに進んでいくという社会情勢の変化などを踏まえまして、先ほども申し上げましたところでございますけれども、県営住宅の連帯保証人の在り方につきまして、既に入居している方の連帯保証人も含めまして検討していきたいと考えております。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） 単身高齢者からの需要の高まりの対応等々、県営住宅を取り巻く環境、連帯保証人のことも含めて、いろんな改正とか進化とかが求められておりますので、私の提案も含めて、しっかりと御検討をよろしくお願いしたいと思います。

知事は、知事公舎の今後の成り行き次第では、県営住宅には入られないと

思いますけど、民間の賃貸住宅に入られるときは、知事も連帯保証人等を考えていく必要があって、ちょっと違いますけど、自分事としてぜひ共に考えていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

続きまして、看護師のスキルアップと看護師等養成所専任教員の養成講習会について、お尋ねいたします。

まず冒頭に、医療体制について、私の思いを前段に少し述べさせていただきます。

医療体制について、明日どんな体制が必要か、1年後どんな体制が必要か、5年後どんな体制が必要か、10年後、20年後、50年後どんな医療体制が必要かと考えたときに、20年後とか50年後など遠い未来については、そのときにならないと分かりませんではなくて、目指す姿をイメージして、その姿に向かって一歩ずつ一歩ずつ歩まなければならないと思うんです。

私がイメージしたい50年後の医療体制は、単位人口当たりの病院、医師・看護師の数は今よりもはるかに少ない社会です。食事は腹8分目、太陽の動きに合わせた時間帯で睡眠を取り、自分の健康を自分で管理できる社会です。もちろん避けるに避けられない病に対応できる医療体制を備えた社会です。

しかし、明日の医療体制、近未来のという意味です、医療体制を整えるには、医師・看護師不足への対応、スキルアップが求められています。看護師不足やスキルアップへの対応について、2点お尋ねいたします。

まず一つ目は、看護師の特定行為に係る研修制度についてです。

この制度の趣旨は、看護師が診療の補助行為を行う場合、これまではその都度医師の指示が必須であったものを、特定の38の行為について、手順書による看護師の判断で看護師が行えるようにするものです。38の行為のうち、素人の私にも分かる特定行為とされるものは、ちょっと二つ、三つ紹介させていただきますと、経口用気管チューブまたは経鼻用気管チューブの位置の調整とか、人工呼吸器からの離脱とか、持続点滴中の降圧剤の投与量調整などがあります。この制度は平成27年に施行され、受講資格はおおむね3年から5年の実務経験を有する必要があります。

そして、これまでの三重県内の実績は、三重大学医学部附属病院で、令和2年、令和3年の2年間での受講修了者数、これは実績でそれぞれ3人と1人です。看護師がこの研修を受講し、特定行為が行えるようになるということは、個人のスキルやモチベーションアップにつながるるとともに、医療機関の医療や看護の質の向上に寄与することから、社会全体としても求められていることです。

また、三重大学医学部附属病院に加えて、医療法人永井病院が、このたび、県内民間病院初の看護師特定行為研修指定機関に認定され、来年度から研修を行います。

看護師が医師の指示を待たず特定行為を行えることは、コロナ禍の医療逼迫時やニーズが高まっている在宅医療の推進等、医療現場でさらなる活躍が期待できます。

三重県としてこの制度を利用し、研修の修了者を定着させることについて、お考えをお聞かせください。

もう一つ、続けてお尋ねしてまいります。

大学や高等学校のほかにも、三重県内に12ある看護師等養成所の教員養成についてお尋ねします。

令和2年末で三重県内2万3610人の看護職員の方々が頑張っていたいておられますが、例えば、令和4年度の1年生の定員555人全員を卒業生として現場へ送り出すために、約120人の専任教員の方々が頑張っていたいておられます。

県内の看護職員の人数を維持、充実させるためには、養成所の入学生を維持し、または増やし、卒業生数を維持または増やさなければならず、それには専任教員の人数確保及び質の向上は必要です。

教壇に立つには、必ずしも都道府県が実施する教員研修を受講することは必須でないと伺っておりますけれども、授業水準を高めようと思えば、当然のことながら受講することが望ましいということは、養成所も行政も共通した認識であると考えます。

さて、近年、残念ながら、教員研修の受講希望者が少ないために、三重県主催の講習会が定期的に開かれていない状況であるとお伺いしております。効果に対しての費用や近年の受講参加希望者数から見ると、開かれないのも致し方ないと思わざるを得ません。

とはいえ、専任教員を定期的に養成し、教員の質を上げ、同時に授業内容の質を上げ、質の高い看護職員を養成することで、質の高い看護を県内に提供するための工夫を探らなければなりません。

現時点では、希望者は他県で開催される研修を受講しているということですが、その他どんな方法が考えられるのかをお尋ねいたします。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） 看護師に係る特定行為研修、それとまた、教員の確保、質の向上についてお答えさせていただきます。

特定行為に係る看護師の研修制度は、団塊の世代全てが後期高齢者となる2025年に向け、さらなる在宅医療の推進を図ることを契機といたしまして、御指摘のあったとおり、平成27年10月に創設されました。

医師等の判断を待たずに、看護師が手順書により一定の診療の補助を行うことができる特定行為は、判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が必要とされ、現在、これも御指摘のあったとおり、21区分38行為に及んでおります。

特定行為研修を行う指定研修機関は、全国では338か所あり、県内では、これも先ほどの御説明のとおり、三重大学医学部附属病院において、何となく分かる行為でいますと、中心静脈カテーテル、それから胸腔ドレーンを抜き去る行為などについて受講できましたが、本年8月に持続点滴中の降圧剤投与量の調整などにつきましても、津市の永井病院が指定を受けて、今後は8区分18行為の研修が県内で受講可能となります。

また、特定行為研修を修了し、県内で登録している看護師は23名となっております。

本県では特定行為研修の受講を促進するため、令和2年度から、県内外の

指定研修機関に看護師を派遣する病院等に対し、受講に要する経費の補助を行っております。

将来に向けて、医師の働き方改革の推進に伴って、看護師へのタスクシフトであったりとか、それからまた、新型コロナウイルス等の新興感染症発生時の重症者への対応など、今後、特定行為研修を修了した看護師に求められる役割というのは、ますます大きくなっていくものと思われます。

そのため、県としても引き続き研修の受講支援を行うとともに、県内におけるニーズ把握や指定研修機関との情報共有に努めてまいりたいと考えております。

次に、教員の確保、質の向上についてですが、現在、県内の看護師等養成所は12校で、専任教員は、先ほどもありましたように120人ですが、当然引き続き確保を図る必要があることから、おおむね4年ごとに国のガイドラインに沿って、専任教員養成講習会を開催しています。

前は令和元年度の開催でございまして、昨年度と、それから本年度に、次の開催に向けてのニーズ調査を行ったところ、受講希望者が少なく、効果的な実施が難しいことから、三重県看護学校校長会と協議を重ねまして、その結果、令和7年度以降の開催としているところです。

専任教員養成講習会は県外でも受講が可能ですので、毎年数名が他県で開催される講習を受講していることから、看護師等養成所の教員が受講する場合は、その代替教員の雇い上げ経費等を補助しています。

しかしながら、他校で受講する場合は、通学やそれに伴う旅費等、受講者本人の負担が大きいという意見も聞いているところです。

この専任教員養成講習会の在り方につきましては、受講希望者の把握でありますとかeラーニングの活用など、そういったことも検討いたしまして、開催時期や方法等について、引き続き看護学校校長会と協議していきたいと考えております。

また、専任教員養成講習会とは別に、教員の資質向上を図るため、毎年度、看護教員継続研修事業も実施しておりまして、この事業は、教員自らが研修

の企画や運営を行って、必要な知識や、それから技術等を習得しようとする事業でございます。

今後も引き続き、それぞれの看護師等養成所や校長会等と連携を密にしながら、教員の確保、それから資質向上に努めてまいりたいと考えております。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） ありがとうございます。

一つ目の看護師の特定行為に係る研修制度は、制度ができた平成27年にはすぐには始められていないけれども、三重大学医学部附属病院と、来年度から永井病院で始められる。三重県としては始まったばかりですけれども、中身をよく、先ほどお話しいただきました。

三重県の医療にとってこの制度を十分活用していかなきゃいけないと思いますので、それぞれの機関とか行政も同じ認識であると思いますので、しっかり定着していくように御努力をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つの看護師等養成所の専任教員も、事情は大体お聞きしておりますし、共通認識をしていると思いますので、他県で受ける負担を少しでも軽減できるようなことも考えていただいております。

これもばちっと何か答えが出るわけではないけれども、看護人材確保のためのものでありますから、今後、様々な御検討を引き続きよろしくお願ひいたしまして、この項を終わらせていただきますので、よろしくお願ひします。続いてお尋ねしてまいります。

カーボンニュートラルの進捗管理について、県においては令和元年12月にいわゆる脱炭素宣言を行っており、私は令和3年定例会2月定例会会議と11月定例会会議において、進捗管理が必要である、重要である視点から質問を行っております。

当時の環境生活部長からは、三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会を設置し、県民、事業者、有識者等により、毎年度の温室効果ガス排出状況や計画の進捗状況について評価していただき、毎年度の評価を生かし、それらを着実に実行することで、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速していくと

いう答弁がございました。

地球温暖化対策は、先ほど知事もおっしゃっていただきました、待ったなしであります。

先月開催されたCOP27でも予定会期を2日間延長して、気候変動が原因と見られる極端な気象現象による甚大な被害が世界的に頻発し、危機が高まる中、気候変動により生じた発展途上国の損失と被害に対する支援金の創設が合意されました。

県においては、総合計画改定で目標値を上げ、さらに取り組んでいくとされていますが、製造業が多い本県においては、そうでない県と比較して厳しい目標値であると思われます。

目標を掲げたからには、意気込みだけでなく実効性のある取組を展開していく必要があります。そのためには、実績の進捗管理ではなく、毎年度の目標を立てて評価し、新たな取組につなげていく必要があると思います。

2030年は2013年度比CO₂削減46%という目標ですが、2030年までどのように毎年度の目標を設定し、進捗管理を行っていくのかをお答えください。

〔中野敦子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（中野敦子） カーボンニュートラルに向けた削減目標の目標設定、それから進捗管理ということについて、御質問をいただきました。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けましては、温室効果ガス排出量を定率で削減するとした場合、基準年度の2013年度から毎年2.7%ずつ削減していく必要があります。

昨年度に国が示しました温室効果ガスの削減目標を踏まえまして、現在、県の地球温暖化対策総合計画の改定を進めておりますけれども、2030年度の温室効果ガスの排出量につきましては、意欲的な目標値を設定する方向で検討を進めておりまして、削減に向けた取組を加速させていく必要があると考えております。

県内の温室効果ガスの排出量ですけれども、毎年度、都道府県別のエネルギー消費統計など、主に国の統計データを活用して、産業部門や運輸部門な

どの部門別に算定を行っております。

しかし、このデータがおおむね2年程度遅れて公表されるということで、現時点で把握できる直近の県内の排出量というのは、2019年度となっております。

このため、進捗管理といたしましては、基準年度から年度ごとの削減率ですとか中長期的なトレンドを把握して、社会経済情勢を踏まえた現状の取組について検証を行っております。

庁内の推進本部に加えまして、今後も、議員から御紹介いただきました三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会での評価や御意見などを踏まえまして、必要に応じて各部局と連携して、新たな施策の追加などを積極的に行っていきたいと考えております。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） これまでの普及啓発や事業者の自主的な取組を促すだけでは、進んでいきそうにないという感じを実は受けております。

先ほど森野議員からも、この件に関しても質問がありました。県有施設のZEB達成度から見てもなかなか進んでいないということを御紹介がありました。

世界的にサプライチェーンを通じたESG投資が浸透してきた中で、脱炭素の取組は、中小企業においても死活問題であります。例えば自動車産業においては、東京都や愛知県等で、自治体がEV車への補助を実施しています。単に環境側面だけから捉えるのではなく、知事も言われているように、産業支援の視点が必要です。

環境生活部だけではなく、県として他の自治体の取組を参考にし、積極的な財政支援を適時実施されるよう目標設定し、進捗管理し、2年遅れになりますが評価し、2030年目標、2050年目標達成に向かっていただきたいと思っております。

その途中、目標達成が厳しいとなれば、私たち県民もさらなるCO₂削減への覚悟をしなければなりません。

参考に申し上げておきますと、三重県地球温暖化対策総合計画に掲載の三重県における部門別CO₂排出量の推移を見てみると、2019年度全体の15.2%を運輸部門が占めておいて、そのうちの93.6%が自動車です。掛け算すると、全体の14.2%が自動車になるという計算になりまして、目標達成が厳しいと評価したら、EV車購入促進のための県独自の補助金制度の創設も考えなくてはならなくなるんじゃないかと思います。

鈴鹿サーキットを、ガソリンエンジンじゃなくて、電気自動車が静かに走るのを競争する時代も、ひょっとしたら近い将来、来るかも分からないなと思っています。

目標値については、環境審議会を経て、3月に執行部より示されるということですので、私どもも注視してまいりたいと思いますので、引き続きの取組をよろしく願いいたします。

それでは、大きな4点目のデジタル社会推進のメリットとデメリットについて、お尋ねしてまいります。

三重県は、令和3年、デジタル社会推進局を設置し、国のデジタル庁と呼応しながら、デジタル社会の推進体制を整えました。

デジタル技術の活用には、メリットとデメリットがあると思います。メリットを狙って技術開発をし、製品化し、消費現場に送り出してきたことで社会は便利になり、スピーディーになりましたが、しかし一方、その裏側でデメリットが発生しているのも事実であります。デメリットとして挙げられるサイバー攻撃は、デメリットというより、未成熟な部分であると思います。

今回は、デジタル活用がもたらしたデメリットについて掘り下げてみたいと思います。まず、分かりやすいところからお話をしてまいります。

一つ目は、自動車運転中の携帯電話使用等について、お尋ねいたします。

交通事故件数及び取締り件数のうち、携帯電話等の使用によるものは、過去5年の交通事故件数、大体1年25件から35件ぐらいで推移しております。平成29年と令和2年には、死者を1人ずつ出しています。走行中携帯電話の

使用等禁止違反で取り締まられた件数は、過去5年間、平成29年の7800件余りから減少傾向にあります。令和2年は4200件台でした。

この減少傾向は、ドライバーのマナー向上によるものと理解してよろしいのでしょうか。どのように分析されているのか、また、さらなる改善に向けての方策をお聞かせください。よろしく申し上げます。

〔佐野朋毅警察本部長登壇〕

○警察本部長（佐野朋毅） 携帯電話使用等の違反件数が減少傾向にある要因と今後の取組方針について、御説明申し上げます。

自動車等運転中の携帯電話使用等の違反検挙が減少した要因につきましては、令和元年12月1日施行の道路交通法改正によりまして、運転中の携帯電話使用等が厳罰化されたことが挙げられます。

反則金が、普通自動車で6000円から3倍の1万8000円に引き上げられたことであるとか、あるいは、免許取消し等の基準となる、いわゆるその違反点でございますが、これが1点から3点に引き上げられたことに加えまして、街頭での交通安全指導を含む交通指導取締りを強化したことによりまして、ドライバーのマナーが向上したのではないかと考えております。

しかしながら、全国的には、令和2年の携帯電話使用等の運転違反の検挙件数が実に6割ほど減少しているのに対しまして、当県におきましては、同期比で4割ほどの減少にとどまっているという状況がございます。

警察といたしましては、いまだ携帯電話使用等の運転を起因とした交通人身事故が発生していることを踏まえまして、引き続き、通学路や生活道路、幹線道路など交通事故発生危険性の高い道路を中心に、いわゆるながら運転の主要因となる携帯電話使用だけでなく、交通事故の危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを強化してまいりたいと考えております。

あわせて、実は、本日12月1日から年末の交通安全県民運動が実施されるところでございます。期間中は、特に交通指導取締りと交通安全広報啓発に注力することで、ドライバー等のマナー向上を促していく考えでございます。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） ありがとうございます。

年末の交通安全のキャンペーンもPRいただきましたが、マナーが向上したとも言えるのかも分かりませんが、令和元年の法改正の厳罰化によってその効果が出たのではないかということだと思います。

デジタル社会推進のデメリットというお話でさせていただきましたが、これも、携帯電話もスマートフォンもデジタル技術の一つであって、そのデメリットであると私は思っ質問させていただきました。

県警察で取り締まって、厳罰化によって減ってということはありませんが、これはそもそもやっぱりドライバーのマナーの問題なので、警察だけやなくて、ほかの啓発するとか人づくりとか教育行政と一体となって、シートベルトもたしかそうだったと思いますけれども、厳罰化になったんだっかな、シートベルトも。これは癖のもので、やっぱりドライバーに習慣づけるというのが大事ですから、そういう意味では、ほかの行政、ほかの部署とともに取り組んで、引き続きの取組をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、二つ目、保育園送迎バス等の子どもの置き去り防止について、お尋ねいたします。

保育園の送迎バス車内に園児を降ろし忘れ、亡くなってしまった事故が続きました。父親が3人の娘を保育園に送り届けるのに、次女だけ違う保育園であったためもあるのか、送ることを忘れてしまい、亡くなってしまいました。二度とこのようなことが起こらないように、どんな手を打とうとしているのか。

国は、10月12日付の事務連絡で、「バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策『こどものバス送迎・安全徹底プラン』について」という文書を出しています。

これには、誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務づける、とあります。ヒューマンエラー、人間のミスデジタル技術でカバーしようとしているように思

います。

本来の人の力でカバーしようとしなければいけないのかかなと思ってしまいます。この場合、目指さなければならない方向は、デジタル技術でカバーするのではなくて、人の本来の力で事故を防止し、人の本来の力により二度と起こらないようにしなければならないのにもかかわらず、どうしてそこに気づかないのかと私は思ってしまいます。

このところ、連続して起こっているヒューマンエラー。このような事故が最近目立っていますが、頻度が高くなっているように思います。起これば必ずニュースになると思うので、記憶にとどまってもおかしくないと思いますが、どうも最近増えているように思えます。

もしそうだとしたら、なぜ増えているのか、十分な原因究明、検証を行ってから対応策を考えるべきであると思います。これについて御認識をお尋ねします。

子どもの命を守るためには、デジタル技術の活用も必要なのですが、車内への子どもの置き忘れをなくすには、人の本来の力によるべきであるというところに向かっていただきたいと思いますが、御答弁をよろしく願います。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 幼い子どもが車内に置き忘れられて亡くなる痛ましい事故が発生しています。これについて、デジタル技術ではなく、人の力を基本にして対応すべきというお考えに対してどう答えるかということにお答えします。

議員から紹介があったように、静岡県であった送迎バスの事故に続いて、次は大阪府で保護者による置き忘れの事故が発生するなど、痛ましい事故が続いております。

いずれの事故も、車から降りる際の確認であるとか、保護者への欠席の連絡を行っていれば防げた事故でありまして、子どもに携わる全ての人が子どもの安全を第一に安全管理を徹底する必要があると考えております。

県では、静岡県での事故を受けて、保育所等の施設で一層の安全対策が取られるように、令和4年9月末から県内全ての施設職員を対象にした緊急の安全管理研修をオンラインで開始したところです。研修では、静岡県で発生した事故の詳しい検証をするとともに、ヒューマンエラーがなぜ起こるかというそのメカニズムと防止策、また、職員個人だけでなく、組織として事故防止に取り組む必要性について学んでいただきました。

この研修は動画で配信したんですけど、2か月間で5000件を超えるという大変好評をいただきまして、施設からは、有意義な内容で、ぜひ引き続き閲覧できるようにしてほしいとの声もいただいております、来年2月まで期間を延長して、職員の安全意識の向上に取り組んでいるところです。

一方で、安全確認は人が行うことが基本になると考えておりますけど、人はミスをするを前提に、二重三重の安全対策を講じる必要があります。

国においても、人による対策を補完するため、令和5年4月からの保育所等における送迎バスへの安全装置設置の義務化に向けて、現在、安全装置の基準を示すガイドラインの策定を進めているところでございます。

また、年内をめどに実施しております送迎バスを保有する施設への現地調査では、力の弱い小さい園児でも、足でボタンを踏みつけると、それがクラクションにつながっておって、クラクションが鳴るように、機械任せにしないで園独自の工夫をしている事例も見られました。

県としては、人による安全確認に加えて様々な機器なども活用し、安全対策がより一層徹底されるよう、必要な支援を実施していきたいと考えております。

今後とも、継続的に安全管理研修を実施するとともに、現地調査での安全管理マニュアルの整備に向けた指導であるとか、好事例・ヒヤリハット事例の共有などに努め、二度とこのような悲しい事故が起こらないよう、あらゆる方策を講じながら子どもの安全対策の強化に取り組んでまいります。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） ありがとうございました。

明日の事故を防ごうと思ったら、デジタル技術も活用した安全装置をつけることは必要かも分かりません。

でも、保育園のバスの中に置き忘れるとか、父親が自分の娘を降ろすのを忘れるって、私は両方責める気持ちで言うんじゃないんですけれども、あり得ない話というか、なぜそうなってしまったかというところの検証をおろそかにして、機械をつけたら大丈夫かな、大丈夫になった、事故はなくなったって、そこをそっちを向いて行ったら、それは危険だと実は思っていて、なぜお父さんは自分の命よりも大事な娘を降ろし忘れてしまった、また、帰りになっても、自分は降ろしたつもりで迎えに行っているんですよね。なぜそうなってしまったかというのをしっかりと原因究明をする必要があると思うんです。

私はそこに今回、デジタル社会のデメリットで装置のことを言うよりも、装置はフォローする側ですけど、デジタル社会になってしまったところに、そのお父さんがひょっとしたら何か溺れてしまっていて、そういう日常を知ること、自分の一番大事な娘を置き忘れてしまっても、夕方になっても気がついていなかったって、そういう社会の病にかかっているんじゃないかなっていう気がしますもので、そちらのほうをしっかりと検証し、原因を究明するところを忘れてはならないと思っています。

ぜひ、ここの、三重県の話じゃないので、なかなかやりにくいかと思いますが、これは実は、そういう現象が起こったのはそこですけども、私たちの周りにはそうなっているという危機感を持つ必要があると思って質問させていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、「全国学力・学習状況調査」について、教育長にお尋ねいたします。

本年4月に小学校6年生と中学3年生を対象に実施された全国学力・学習状況調査においては、学力調査のみではなく、児童生徒の生活習慣や学習環境等に関する調査も実施されています。

その中で気になる調査結果として、ふだん月曜日から金曜日の1日にどれぐらいの時間、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴などをします

かという質問に、3時間以上と回答した児童生徒は、小学生が21.3%、中学生が33.4%と、ともに全国平均を上回っております。

この調査からは、三重県の児童生徒は全国平均と比較して、学習や読書に使う時間は少ないけれども、テレビやスマートフォンの時間が長いことが読み取れます。

勉強や読書は少なくとも私は大して心配しておりませんが、スマートフォンの3時間は多いし、21.3%、33.4%という数字も多いという印象を持っています。そんな時間を過ごすより、外を友達と駆け回ってかさぶたをつくってきなさいと言いたいところでもあります。

国のGIGAスクール構想によって1人1台の学習端末が配付され、学校でも自宅でも学習できる環境が整ったことは望ましいが、一方で、調査結果のように、1日に3時間以上も携帯電話やスマートフォンを見ている児童生徒がかなりの割合存在していることは憂慮すべき状況と考えますが、どのような対応を取られるのかお伺いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 携帯電話やスマートフォンの長時間使用への対応について、御答弁申し上げます。

スマートフォンは、いつでも知りたい情報に接したり、動画を見たり、様々な形でコミュニケーションを取ったりできる便利なものである一方、1回の使用時間がついつい長くなったり、SNSのやり取りで手放せなくなったりするということがあります。使用が長時間に及びますと、睡眠時間が短くなるなど生活リズムや健康面、それから学習したり、本を読んだり、体を動かす時間が少なくなるなどの影響が考えられます。

こうしたスマートフォンの特性や影響を理解して適切に使うためには、家庭で使用する時間や場所などのルールを話し合っ決めて、児童生徒が自ら使い方を考えたり、定期的に振り返る機会を設けたりすることが大切だと考えています。

このため、県PTA連合会に対して、議員から先ほど御指摘がありました

けれども、SNSや動画視聴についての三重県の子どもたちの現状を説明しますとともに、スマートフォンなどの使い方について御家庭で話し合い、ルールを設けるよう働きかけたりしております。県PTA連合会の役員の方からは、その現状を知って、家庭で話し合う重要性などについて、自分たちも情報発信していきたいとの御意見とかもございました。

また、市町教育委員会とも継続して具体的な対応を協議しております。各市町教育委員会では、子どもたちや地域の実情に応じて、例えば保護者や地域への生活習慣づくりの学習会の開催、家庭でのノーメディアデーの設定、あるいはテレビやスマートフォンの使用ルールを話し合うといった取組が進められつつあります。

県教育委員会でも、児童生徒が使用時間やルールを設定し振り返ることができるチェックシートの利用を促進したり、寝る前の1時間前からはデジタル機器の利用を控えるなど健康面に留意した使用を啓発するリーフレットを提供したりしているところです。

今後も、市町教育委員会やPTAと意見交換を重ね、児童生徒がスマートフォンの特性や影響を理解して、適切な使い方を身につけていけるよう取り組んでいきたいと考えております。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） ありがとうございます。

これも習慣の問題だと思っています。スマートフォンもそうですけど、いろんなデジタル技術って世に出されて、いろんな人が使っていて、今回、子どものスマートフォンの話でしたですけれども、便利なんですけれども頻度の問題、量の問題なんですよね。便利のために、使うために作ってきたわけですが、1回ならええけれども、50回は駄目になってしまって、ちょっと極端な数字ですけれども、そういう話なので、適正な回数とか適正な量というのをやっぱり超えると、薬が毒になってしまうのと同じなので、それは学校だけではなくて、おうちでやっていただくということで、県PTA連合会と協力しながらやっていっていただいて、地道で気の長い話ではありますが、こ

つこつと進めていただくようによろしく申し上げます。

それでは、最後、知事にお伺いしていきます。

デジタル社会推進のデメリットについて、10月24日、中日新聞の記事に金銭的被害のことが出ております。三重県内の偽電話詐欺被害のうち、架空料金請求による被害額が、昨年まで7年連続で最多更新し、今年も高止まりしていると報道されています。

これだけだとデジタル社会推進と無関係ではと思ってしまうのですが、その始まりはショートメールからであり、音楽や動画サイトを利用した記憶のある人に、今、未払い分であると高額な請求をして、本日中であれば安い金額で解決できると思わせて、考える余裕を与えず振り込ませる手口だそうです。デジタル技術が消費社会に浸透したデメリットだと思います。でも、これは技術側の責任、デジタル技術の責任ではなくて、使う側の人の問題だと思います。

それから、これは10月29日、伊勢新聞からですが、命に関わる精神的被害があります。自殺願望者がSNSを通じて自殺を手伝ってもらい、もちろん手伝った側は犯罪になります。記事には、とても時間がないので、記事の内容をちょっと省略しますが、デジタル技術そのものに問題や不具合があるのではなくて、利用する人の利用の仕方に問題があるということが多いんですね、人のほうの問題が。そういう使い方の中に、人の中に深刻なデメリットがあると思うんです。

デジタル技術によって便利になることを歓迎しながらも、社会は病んでいっているように思います。

デジタル社会のメリットとデメリットは表裏一体であることは間違いないのですが、これがメリットの裏側にべったりとこびりついて、社会全体に浸透しているゆえに厄介な問題であると思います。

デジタル技術のデメリットの部分は、利用者次第でメリットにもデメリットにもなるもので、どちらかという刃物のようなものに例えられます。使い方によっては、道具にも凶器にもなるということです。

メリットとデメリットがなかなかジャッジできないというところに難しさがあって、いつどこでどれだけの人々がどれだけ深く傷ついているのか全く見えず、その心の傷が改善に向かっているのか、さらに深刻化しているのかも分からない、これがデジタル社会推進のデメリット、言い換えると、きついですけれども、罪であると思います。

デジタル社会の推進は、罪の部分を取り払いながら進めていかなければならないと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員のほうから、デジタル技術のデメリットのお話をいただきました。

デメリットの中身を分解していくと、弊害の部分というのはあると思いますし、それから、デジタル技術を悪用した犯罪というものもあると思います。それは議員がおっしゃったとおりであります。

刃物のお話をされましたけど、自動車も同じではないかと思います。自動車があるとすごく便利です。だけど、自動車があることによって引き起こされる交通事故もあります。しかし、交通事故があるからといって自動車をもう禁止しましょうということにはならないのと同様に、デジタル技術もこれから進めていく必要があります。

理由は大きく言って二つ。我々国民生活はデジタル技術によって利便はかなり向上するという。それから、もっと重要なのは、これから日本の人口はどんどん減っていきます。革命的な生産性の向上を図らないと、日本のGDPは維持できません。そのためにはデジタル技術は避けて通れないということでもあります。

しかし、御指摘いただいたように、デメリット、弊害、あるいは犯罪というのはあります。それについては、一つ一つ、やはり対応していく必要がある。我々が交通事故を何とか減らそうとしてやってきて、ようやく交通事故が減ってきたように、私たちは人類の英知というのを持っておりますので、これによって、デジタル技術のデメリットというのは少しずつ、あるいは劇

的にかもしれませんが、減らしていくということをやっていけると思っています。

デジタル化のデメリットに一つ一つ対応しながら、うまずたゆまずにデジタル化というのを進めていきたいと考えております。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） ありがとうございます。

もちろんメリットを狙ってデジタル技術を使っていく。ただ、そこにはデメリットもあるということをしっかり認識して、なくすようにやっていかなきゃいけないと思うんですね。

デメリットを幾つか紹介しましたが、やっぱりもっといっぱいあると思っていて、アベックが2人で喫茶店にいる光景を目にします。かつてはアベックは必ず見つめ合っているんですけど、今の時代、2人そろってスマートフォンに目を落としているんです。何のために2人で喫茶店に来たのか分からないなと思ってしまいます。

電車の中でも9割以上の乗客がスマートフォンを見えています。そうすると、たまたま久しぶりに会った人が近くを通っていても、駅のホームなんかでも気がつかなかったりするんです。それとか、先日、就活ウェブサイトで替え玉受験の報道もありました。

川口議員の今日の質問でも、デジタル社会が、親が子どもの変化に気づきにくいというようなところもおっしゃって見えただと思います。

そういうデメリットをなくして、メリットで私たちの生活が豊かになるように、メリットを生かしてデメリットをなくすような、そんな三重県政を願ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○副議長（藤田宜三） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件ありますが、この質問は後刻認めることとして、暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時30分開議

開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（前野和美） 最初に、山崎博議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） 四日市市選挙区選出の日本共産党の山本里香でございます。

山崎博議員の中小企業・小規模企業の支援についてということに関連して、質問させていただきたいと思います。

中小企業・小規模企業が、コロナ禍から、そしてまた、原油高、物価高ということの中で大変なことが続いているという中、答弁では雇用経済部長のほうから、資金繰りの支援という中で信用保証協会の問題、ゼロゼロ融資の問題であるとか借換え、そしてスタートアップ支援であるとか協調融資ということなど、様々教えていただきました。

いろんな業態でいろんな状況が広がって、大変さが広がっている中で、本当に様々あるので、全てのところに十分にというのはなかなか難しいことだとは思いますが、一生懸命対応していただいているというのは分かっておるわけですが。

実は、もっともっと小さな事業者、個人事業者なども地域の経済を支えたり、様々なお仕事の担い手となって頑張っていただいている事業者の状況がどんなものかなと思って心配しておりましたところ、こういう朝日新聞の記事がございます。30日です。（現物を示す）特例貸付。これ、特例貸付自体

は福祉関係の手だてになっておるんですけれども、生活福祉資金特例貸付で返済が迫ってくる1月に向けて、免除申請が3割を超えて出てきているという全国社会福祉協議会の中間とりまとめが出ました。

そして、この中で、ちょっと読んでおりましたら気になったところがあったわけなんです。

今までも増して、このコロナ禍前よりぐんとこの貸付けが増えた、80倍にもなったと言われておるんですけれども、貸付けを受けた人を職種別で見ると、自営業が約3割となり、会社員などよりも多かったと。コロナ禍前の困窮者向けの貸付けでは、自営業は5%だったのですが、コロナ禍の影響が大きく反映されて、3割、30%ほどになっているというのは、これは全国的な報道なんですけれども、こういう中で手だても必要なといいますか、これは福祉の手だてですが、三重県の状況がこの個人事業主たちはどんなふうになっているのかということで、先にまず子ども福祉部長にお尋ねしたいのは、三重県の中でこの社会福祉協議会の貸付けの状況、特にこの自営業と言われる方の状況とか、そういうものというのはどのように確認していらっしゃるのか、資料として教えていただきたいと思います。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 生活福祉資金の特例貸付についての貸付け状況とか、どういう職種の人へ貸しているかということについて、状況をお知らせします。

まず、生活福祉資金の特例貸付につきましては、本年9月末をもって申請の受付を終了しており、緊急小口資金と総合支援資金を合わせて、貸付け実績は10月末の時点で約2万2000件、金額でいきまして約77億円となっております。

職種別の状況なんですけど、本貸付けの実施主体であります三重県社会福祉協議会において借受人の職種について正確な集計は行われていませんが、申請窓口での聞き取りの状況等から、北勢地域においては給与所得者が多いのに対して、津市より南の地域においては自営業の割合が比較的高い傾向が見られると認識しております。

また、償還免除の申請状況については、11月10日現在の状況として、来年1月から償還が開始される1万8031件のうち、償還免除申請が出てきている件数は4039件で、免除申請の割合は22.4%となっています。また、その99%に当たる3999件については、償還免除の決定を既に行ったところとなっております。

償還免除となった世帯につきましては、生活再建への支援が必要な人に対して、社会福祉協議会とも連携しながら、生活困窮者自立相談支援機関を中心に、住宅確保の給付金であるとか家計改善の支援、また、生活困窮者の自立支援に向けた就労等、様々な事業を活用しながら丁寧な相談支援に努めてまいりたいと思っております。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 今、自営業者の自営業という種別づけというのはなかなか判定も難しいとお伺いしているんですけれども、自営業の方もやっぱり一定数あるし、北勢はサラリーマンの方が多いいけれども、中南部では自営業という方も数ははっきり分からないけれども一定あるというお話だということでした。

雇用経済部長、こういった状況、これは福祉の点での支援ですけれども、様々これまでも手を打っていただいている中にいろんな業種があって、この個人事業主というのは、それこそ雇用経済部の中で今どのような支援がこういうところに手に入るのか、それから今後、インボイスでこの方々は確かに影響を受ける部分なんですよね。今まで非課税の方も多いいと思います。そこから辺のところでは何かの支援を考えていらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

○雇用経済部長（野呂幸利） 議会においても、山崎議員をはじめ、たくさんの議員の方々から中小企業・小規模企業について、御質問いただいております。

先ほども山本議員のほうから御紹介がありましたとおり、我々、考えられるたくさん手法をいろんな面から支援させていただいております。

一番最初は、事業者の声を聞くということが一番大事だと思っていますので、その中でいえば、例えば商工会とか商工会議所のほうに相談を寄せられますけれども、令和元年から2年にかけてはもう2倍ぐらいの相談が来ています。そこからもう高止まりして様々な意見がある。その中には、議員がおっしゃるみたいに、小規模な個人事業者もたくさんあると思っておりまして、私の経験から申させていただきますと、私が雇用経済部の副部長であったときにコロナ禍が始まりましたけど、そのときに支援金、給付金をやらせていただきましたけど、直接私も電話を口頭で取らせていただいて、何十件も個人事業者の叫びというか、今の状況を聞かせていただいておりますので、これからもそういう事業者の実態を把握するということが一番大事やと思っています。

例えば個別のことで申させていただきますと、いわゆる資金繰りの件についてもそうですし、これまでやった対策であれば、地域経済復活支援金なんていうのは、個人事業者に対して個別にやらせていただいております。

いずれにしても、様々な悩みがあるところはしっかり聞かせていただいて、これからもどういうふうに支援していくというのを、まず、その声を聞いて、寄り添って、手だてをやっていきたいと思っています。

以上です。

[20番 山本里香議員登壇]

○20番（山本里香） 本心に支援という言葉一言では片づけられないような、細かなことがあると思います。

それで、ともすれば、中小企業・小規模企業ということの中で、課題を克服して、次へ次へというような形のものでどうしても目に飛び込んできますので、今言われたように、細かなことまでいろんなこと聞いていただいているということなんですけれども、状況が改善しているとはなかなか思えず、特に個人事業主、本当に小さい小さい家内でやってみえるところとかが、地域では本当は大事な部分であると思います。これまでも淘汰されてきている

状況があるわけですがけれども、これ以上苦境に追い込まないように御支援を
考えていただきたいということを申し述べまして、私の関連質問を終わります。
ありがとうございます。（拍手）

○議長（前野和美） 同じく、山崎博議員の質問に対する関連質問の通告が
ありますので、これを許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

山崎博議員の多文化共生社会づくりに関連質問をさせていただきまして、
外国人住民の消防団への加入促進についてということで、10分間お時間をい
ただきたいと思います。

三重県の外国人住民数は、2021年末現在5万3041人で、人口に占める割合
は、東京都、愛知県、群馬県に次いで、全国4番目の2.97%となっています。
県内市町では、2020年末現在で木曾岬町8.47%、私たちの伊賀市で6.21%、
いなべ市で4.69%となっています。

そこで、地域の身近な防火活動をはじめ、住民の安心と安全を守るという
重要な役割である消防団において、外国人住民の皆さんがどの程度参画され
ているのか、その現状についてお示してください。

また、三重県で私たちと共に暮らしている外国人住民の皆さんが、消防団
員として活躍していただく意義についてどのように考えているのか、県の認
識を伺います。

○防災対策部長（山本英樹） まず、県内の外国人消防団員数ですが、令和4
年4月1日現在のデータによりますと、県全体で消防団員が1万2636人在籍
しているうち、外国人の方の消防団員は7市町で9人となっております。

また、外国人の方々も消防団に入団していただく意義についてございま
す。

やはり外国人の方々も含めて、住民の皆さんが実際に地域の防災活動に参
画する実践こそが個々人の防災意識の向上につながって、ひいては、大切な
自らの命を守ることに繋がると考えております。

また、具体的には、外国人の方々にも火災等の警戒活動であったり災害時の水防活動、それから外国人の避難誘導や通訳、あと広報活動など多くの場面で御活躍いただいて、外国人の方が消防団員として地域を支える立場で役割を果たしていただくことで、外国人の方々も安心して生活できるまちづくりにもつながるものと考えてございます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 外国人の消防団員数が県内で9名にとどまっているというのは、正直こんなに少ないものかというような感想を持ちました。

外国人住民が5万3000人以上おられて、長く地域で働いて暮らしている方も相当数おられるかと思いますが、この9名という数字は、共に暮らして、共に地域の防火や防災を考えていこうということに十分取り組めていない、あるいは私たち自身がこの国籍の違いによって随分距離を取って暮らしているという、その一端ではないかと思います。

この現状の数字というものをどのように受け止めているのかお聞かせいただきたいと思いますし、今後どのように加入促進ということに取り組んでいく考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○防災対策部長（山本英樹） まず、現状の受け止めでございます。

消防団員の加入促進につきましては、男性、女性、外国人などの分け隔てなく、機能別消防団員制度といった制度も活用しながら取り組んでおりますが、県内では、令和3年度において外国人の方が加入された実績がございます。

ただ、外国人の消防団への加入については、日本語が堪能でない場合なんかには他の団員との十分なコミュニケーションが図れないといった課題もあり、全体から見れば、まだまだ少ない状況と受け止めております。

こうした中で、今後の取組方法でございます。他県では、災害時のコミュニケーションに特化した活動に限った外国人によりまず機能別消防団員制度を導入している事例もあると伺っております。

こうした他県の取組事例も参考にしながら、火災や災害などが発生した際

に、外国人の方々が支えられる立場から支える立場となって、地域防災力の一助を担う存在となっただけのよう、引き続き消防団充実強化に取り組む中で、外国人の方々の入団促進に市町や県消防協会とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 多文化共生というのは、何か外国人の方に私たちが何かやってあげるというものでもないですし、これからの消防団活動、地域での防災活動というのを考えたときに、やっぱりいろんな個性を持った人、多様な人たちが関わって、みんなで協力し合って命や地域を守っていくということが本当に大事になってくるかと思えます。

2008年の衆議院総務委員会の国会答弁にもあるんですけども、これまで消防の職員の方は、国籍の関係、公権力の行使をするという関係があって、同様に消防団員についても扱われていたんですけども、この2008年の国会答弁の中で、要は各市町村で適切に判断してくださいというような答弁になって、それからもう15年がたとうとしています。

その割には、取組がやはりまだまだ進んでいないと思うので、今後、多文化共生の社会、そしていろんな人がこの地域の消防団の活動に参画できるように、最後、知事のお考え、意気込みをお聞かせいただきたいと思えます。

○知事（一見勝之） 新型コロナ第6波のときに思いましたけど、外国人のコミュニティの中で、やっぱり新型コロナがはやったんですね。これは各市町からいろんな情報をお渡ししたんですけど、なかなか浸透しない。ただバーベキューをしてしまうとかです。それでやっていただいたのは、外国のコミュニティの中で、こういうのはやっぱりやめたほうがいいんだということをやっただいて、落ち着いていったということがありました。

例えば火事の際にも、外国人の方は逃げ遅れるということがあるかもしれません。そういうときの通訳とか、外国人の方に消防団に入っただいてやっていただくのは十分あり得ると思えます。

ただ、難しいのは、先ほど議員もおっしゃいましたけど、公権力の行使の

部分はなかなかできないところがございます、我々日本人が外国に行って、例えば破壊消防ができるかという、破壊消防はできないですね。そういう意味では、延焼防止のための家屋の破壊みたいなことは、外国人の消防団の方にはできないというものがあります。

ただ、啓発とか広報活動は十分やっていただけますし、それから、災害時のときの避難誘導というのもやっていただけるということでありまして、やっていただけるものは限られています。私ども日本人が外国に行って消火活動ができないのも同様であります。

ということがあって、難しいところはありますけれども、やっぱり外国人の方に対して外国人の方がお話をしていただいたほうがいいところもございますので、これからもそういった点では、消防団活動を手伝っていただくということは十分あり得ることだと考えております。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） 公権力の行使の部分が、何か時代の逆方向を向いた今答弁やったと思うんですけども、やっぱりこれまで議論が積み重ねられてきて、非常勤の公務員であるという性質上や、あるいは地域で燃え盛っている家の火を消すのに、あなたの国籍はとか関係ないわけじゃないですか、目の前で起きているわけで。そういう議論というのは十分積み重ねてこられた上で市町村で判断してくださいとなりましたので、そこは特に国籍を殊さら分け隔つ必要は僕はないと思いますが、知事、その辺、いかがでしょうか。もっと柔軟に市町村に対してやっていくべきだというのが多文化共生社会の流れだと思いますが、いかがですか。

○知事（一見勝之） 先ほど申し上げましたとおり、外国人の方に伝わるのはその国の方がやっぱり一番いいわけでありますので、例えば災害からの避難、先ほど申し上げましたけれども、そういったものについては十分やっていただける、こう思っています。現に、そういう意味では、三重県でも9人の方が外国人として消防団員に在籍をされているということですので、この数は増やしていくべきであると考えております。

○21番（稲森稔尚） 実際、180万人弱の人口の中でもう5万人という一つの市以上のボリュームを持った方々が暮らしていますので、しっかり私たちが一緒に協力して地域を守っていけるように、知事のリーダーシップを期待して、関連質問を終わりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。
（拍手）

○議長（前野和美） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（前野和美） お諮りいたします。明2日から4日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、明2日から4日までは休会とすることに決定いたしました。

12月5日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時51分散会